

水源林造成事業を巡る諸情勢について

- 森林・林業基本計画 5-1
- (国研) 森林研究・整備機構 第5期中長期目標について 5-43
- 面的整備について 5-63
- 令和4年度林野関係予算の概要 5-64
 - うち水源林造成事業関係
 - 令和4年度予算案 5-70、71
 - 令和3年度補正予算 5-90

森林・林業基本計画

令和3年6月

目 次

まえがき	1
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	2
1 前基本計画に基づく施策の評価等	2
(1) 前基本計画に掲げた目標の進捗状況	2
(2) 前基本計画に基づく主な施策の評価	2
(3) 前基本計画策定以降の情勢変化等	4
2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向	5
(1) 森林・林業・木材産業によるグリーン成長	5
(2) 森林資源の適正な管理及び利用	5
(3) 「新しい林業」に向けた取組の展開	6
(4) 木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化	6
(5) 都市等における「第2の森林」づくり	6
(6) 新たな山村価値の創造	7
3 施策展開に当たっての基本的な視点	7
(1) 現場に立脚した施策の展開	7
(2) 新たな技術の積極的な活用	7
(3) 国民理解の促進	7
4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点	8
第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標	9
1 目標の性格	9
2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	9
(1) 目標の基本的な考え方	9
(2) 目標の定め方	9
(3) 森林の機能と望ましい姿	9

(4) 森林の誘導の考え方	10
(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	13
3 林産物の供給及び利用に関する目標	14
(1) 目標の基本的な考え方	14
(2) 目標の定め方	14
第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策	15
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	15
(1) 適切な森林施業の確保	15
(2) 面的なまとまりをもった森林管理	16
(3) 再造林の推進	16
(4) 野生鳥獣による被害への対策の推進	17
(5) 適切な間伐等の推進	18
(6) 路網整備の推進	18
(7) 複層林化と天然生林の保全管理等の推進	18
(8) カーボンニュートラル実現への貢献	20
(9) 国土の保全等の推進	21
(10) 研究・技術開発及びその普及	22
(11) 新たな山村価値の創造	22
(12) 国民参加の森林づくり等の推進	24
(13) 国際的な協調及び貢献	24
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	25
(1) 望ましい林業構造の確立	25
(2) 担い手となる林業経営体の育成	26
(3) 人材の育成・確保等	28
(4) 林業従事者の労働環境の改善	28
(5) 森林保険による損失の補填	29
(6) 特用林産物の生産振興	29

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	30
(1) 原木の安定供給	30
(2) 木材産業の競争力強化	30
(3) 都市等における木材利用の促進	32
(4) 生活関連分野等における木材利用の促進	32
(5) 木質バイオマスの利用	33
(6) 木材等の輸出促進	33
(7) 消費者等の理解の醸成	34
(8) 林産物の輸入に関する措置	34
4 国有林野の管理及び経営に関する施策	35
5 その他横断的に推進すべき施策	36
(1) デジタル化の推進	36
(2) 新型コロナウイルス感染症への対応	36
(3) 東日本大震災からの復興・創生	37
6 団体に関する施策	37
第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	38
1 各種計画等との調和	38
2 効果的かつ効率的な施策の推進	38
3 施策の進捗管理と評価の適切な活用	38
4 財政措置の効率的かつ重点的な運用	38

まえがき

我が国の森林は、国土の約3分の2を占め、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。それらの機能を持続的に發揮させていくためには、将来にわたり、森林を適切に整備及び保全していかなければならない。

また、林業・木材産業は、就業機会の創出や定住促進等を通じて、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である。しかし、その役割は、「産業」としてのそれとどまるものではない。林業生産活動を長期にわたり持続的に行うことにより、森林整備が適切になされ、空間的にも時間的にも多様な森林が形成される。そのような森林から生産された木材を利用することは、森林整備の促進のみならず、二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じて、循環型社会の実現に寄与するものである。

森林・林業政策については、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号。以下「基本法」という。）に基づき、森林の有する多面的機能の發揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念の実現に向け、各般の施策を推進してきた。平成28年5月に閣議決定された森林・林業基本計画（以下「前基本計画」という。）の下では、人工林資源が本格的な利用期を迎えたことなどを背景に、林業・木材産業の成長産業化を図ることとした。その結果、十分な成長量と森林蓄積を維持しつつ木材供給量は拡大し、林業産出額や従事者給与の増加を実現するなど一定の成果を上げてきた。他方、その過程において、伐採しやすい箇所に皆伐が偏り再造林がなされない森林が見受けられる、豪雨の増加等により山地災害が頻発するといった、多面的機能の発揮に支障を及ぼしかねない新たな課題も生じている。

そして、我が国の経済社会全体に目を転ずれば、急速な少子高齢化と人口減少による経済停滞・地方の衰退が懸念され、地球温暖化に伴う気候変動の影響が各方面で表れるなど、大きな情勢の変化が生じている。さらには、足下では、新型コロナウイルス感染症の流行により経済社会の運営は難しい局面を迎えており。これらの課題に対処していくためには、短期的な効率性や合理性のみを重視するのではなく、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指していくこと、すなわち、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組が重要となっている。このことは、森林・林業・木材産業分野においても同様に必要となる視点である。

このような状況を踏まえれば、環境・経済・社会の諸課題に統合的に取り組むことを通じて、これから森林・林業・木材産業を真に持続的な姿へと発展させていくことが肝要である。新たな森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）においては、前基本計画の施策の評価を行った上で、課題や情勢変化、今後の施策展開に当たっての視点、基本的な方向を明らかとした。この基本計画を指針とし、森林・林業・木材産業に携わる全ての関係者が主体的な取組を展開することを期待する。

なお、この基本計画は、今後20年程度を見通して定めるものであるが、森林・林業をめぐる情勢の変化及び施策の効果の全般にわたる評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行う。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定・向上と国民経済の健全な発展を図るため、前基本計画に基づく施策の評価や各般の情勢変化を踏まえた政策的な対応方向を明らかにして、森林・林業に関する施策を体系的に講じていく。

1 前基本計画に基づく施策の評価等

(1) 前基本計画に掲げた目標の進捗状況

ア 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

前基本計画では、多面的機能の発揮に向けて、多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」を参考に示し、これに到達する過程の森林の状態を目標として設定した。令和2年においては、育成単層林1,020万ha、育成複層林120万ha、天然生林1,360万ha、総蓄積53億m³等という状態へと誘導することを目標とした。

この目標に対して、誘導が遅れている育成複層林の面積が110万haにとどまっているほかは、実績の数値自体は順調に推移している。しかし、近年の主伐面積に対する再造林面積は低位にあり、林業に適し、将来にわたり維持すべき育成単層林において、人工林資源が再造造成されていない状況が見受けられる。

イ 林産物の供給及び利用に関する目標

前基本計画では、望ましい森林の整備及び保全が行われた場合の木材供給量とともに、需要動向を見通した用途別の木材利用量の目標を示した。その際、総需要量を79百万m³と見通した上で、木材供給量を32百万m³とすることなどを令和2年の目標とした。

この目標に対して、燃料材が見通しを上回るペースで推移するなどして、令和元年の総需要量は82百万m³まで増加した。木材供給量は、おおむね計画どおりの31百万m³となった。また、用途別の木材利用量は、製材用材及び合板用材が若干の増加にとどまる一方で、燃料材の利用が大きな伸びを見せた。

(2) 前基本計画に基づく主な施策の評価

前基本計画の下では、林業・木材産業の成長産業化を図ることを目指して、原木の安定供給体制の確立などの供給対策と、新たな木質部材の開発・普及などの需要対策等を併せて推進してきた。これらの主な施策の進捗状況、効果等を評価すると、次のとおりである。

ア 森林施業の集約化等の取組に関しては、これを進めるため、森林経営計画の作成促進とともに、林地台帳制度、共有者不確知森林制度及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく枠組み（以下「森林経営管理制度」という。）の創設等を行った。特に森林経営管理制度については、森林環境税及び森林環境譲与税と併せて措置し、令和2年度末までに、市町村の5割が森林所有者の意向調査に取り組み、約35万haの森林が調査され、150超の市町村が経営管理権集積計画を策定する見込

みとなるなど取組が進展した。

イ 再造林の推進に関しては、優良種苗の生産、造林コストの低減等の取組を行った。種苗関係については、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）に基づく特定母樹の指定が令和3年3月に総計413品種に達し、採種園・採穂園の造成により増殖された特定母樹は約5万本となった。また、原種苗木の増産技術の開発も進展した。しかしながら、今後の苗木需要の増大を見据えて、優良種苗の確保に関する取組を強化する必要がある。造林コストの低減等については、伐採と造林の一貫作業の導入等を進めてきた。しかし、立木販売収入から再造林費用を賄える状況にはなっておらず、近年の主伐面積に対する再造林面積の割合は約3割にとどまっている。また、伐採後に適切な更新がなされていない造林未済地は、平成29年度末で約1.1万haに増加した。

ウ 林業経営体の育成に関しては、高性能林業機械の導入、現場技能者等の育成、ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用する「スマート林業」の実践などの取組を行った。また、森林経営管理制度により、市町村が森林所有者と林業経営体をつなぐ仕組みを整備した。同制度に基づき、都道府県においては、令和3年3月現在で1,389の経営体を公表している。さらに、森林組合系統の経営基盤や販売力の強化を図るため、令和2年に森林組合法（昭和53年法律第36号）の改正等を行った。

その結果、これらの経営体の規模拡大や生産性の向上は徐々に進み、従事者給与も増加してはいるが、その取組は途上にある。林業経営は依然厳しい状況を脱しておらず、製材・合板工場等への安定供給を通じて価格交渉力を高め、山元立木価格及び原木価格を確保していくことも課題である。

エ 原木の安定供給に関しては、林業経営体など川上の生産体制が強化され生産量が増大し、製材・合板工場など川中との協定取引や直送等の取組が進んだ。その結果、令和元年の木材供給量は、前基本計画の策定前から約2割増加して31百万m³となった。また、直送量は約1割増加して11百万m³となるなど「量的な拡大」が一定程度進展した。原木の生産及び流通の更なる効率化に向け、商流と物流の分離等の取組が必要である。

オ 木材加工流通施設の整備等の取組に関しては、近年、製材・合板工場の整備が進み、それらの原木の年間追加消費量は合計130万m³程度に相当するなど、その規模及び生産性は向上した。大規模なメーカー単位での製品供給が定着する一方で、中小地場工場はその特性を活かした競争力強化が必要となっている。

力 新たな木材需要の創出に向けた取組に関しては、耐火部材等の開発・普及や輸出促進、木質バイオマスの利用促進などの取組を行った。その結果、C L T（直交集成板）や耐火部材等の開発・普及が進み、公共建築物における木造率は令和元年度には14%に上昇した。民間の非住宅分野でも、企業による木造店舗が展開されるほか、中高層の木造耐火建築物のプロジェクトが数多く誕生し始めている。一方で、これらの用途での木材利用を推進していく上でも、木材製品におけるJ A S（日本農林規格）認証取得は不可欠であるが、その格付率は、特に製材分野で低位にある。

木材等の輸出については、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成25年8月農林水産省策定）に基づき、輸出先国でのセミナーの開催、輸出向け製品の販路開拓のための住宅設計・施工マニュアルの作成等の取組を行った。その結果、令和2年には、輸出額は5年間で1.5倍の357億円まで増加した。また、同年12月には、輸出戦略を見直して対策の強化を図った。

木質バイオマス関係については、F I T（固定価格買取）制度により認定された発電施設が本格的に稼働し、燃料材に係る需要が大きく増加した。燃料材に係る国産材利用量は5年間で3.5倍の7百万m³となり、国産材需要を下支えする役割を果たした。しかしながら、その需要が大きく膨らむ中で、地域によっては、発電事業者間や既存需要者との間での原木需要の競合、森林資源の持続的利用に対する懸念が生じている。

このように、前基本計画に基づく施策の実施により、森林資源の適正な管理及び利用並びに林業経営基盤の強化を図る条件整備がなされ、原木生産の量的な拡大や、製材・合板工場等の生産性向上が図られるなど一定の成果が得られた。しかしながら、それらの取組は途上にある。現状においては、我が国の森林・林業・木材産業は、真に持続的なものへと発展できていない。

（3）前基本計画策定以降の情勢変化等

我が国は、地球温暖化に伴う気候変動、少子高齢化と人口減少、新型コロナウイルス感染症の流行など大きな変化に直面しており、それらに対応しながら、各般の施策を進めていくことが求められている。

令和2年以降の温室効果ガス削減等に関する国際的な枠組みであるパリ協定が発効する中、気候変動による影響が各方面で表れており、環境関係のリスクが社会経済活動の持続性に影響を及ぼすとの危機意識が世界で高まっている。これを受け、日本を含む多くの国々が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を表明した。また、令和2年1月には、日本人人口の減少幅（前年同月比）が初めて50万人を超えた。生産年齢人口も減少しており、人手不足や国内市場の縮小など社会経済の活力低下が懸念されている。さらには、新型コロナウイルス感染症の流行は、経済活動の停滞を招いただけでなく、人

々に生活様式の見直しをも迫るものとなっている。このような変化は、森林・林業・木材産業に無縁なものではない。気候変動に伴う豪雨や暴風、豪雪など極端現象の増加は、山地災害や森林被害等を頻発させている。少子高齢化と人口減少が先行する山村では、林業従事者の確保、集落の維持等が困難となることも懸念されている。また、新型コロナウイルス感染症の流行による経済停滞は、今後の木材需要を不透明なものとしている。

しかし、大局的に見れば、林業・木材産業はこれまでの施策により、成長発展の方向へと歩みを進めていると評価できる。近年、その歩みを後押しするリモートセンシングやＩＣＴ、高性能林業機械の開発、成長に優れたエリートツリー等（特定母樹）の育種育苗技術などの進展も著しい。また、木質部材の開発は急速に進み、都市等における木材利用の気運も高まりを見せている。木材等の輸出は順調に増加しており、従来の中国等への丸太の輸出に加えて、米国向けの木材製品の輸出も始まっている。カーボンニュートラルの実現に向けては、森林吸収量の確保・強化だけでなく、再生可能エネルギーの利用促進の観点から、木質バイオマスや林地の適正な利用への期待が高まっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の価値観や働き方の多様化を促し、テレワーク等によるデジタル社会への転換、健康でゆとりある生活を求めて過密な都市から地方への「人の流れ」を生み出す可能性を強く示唆した。

今後の施策展開に当たっては、以上のような前基本計画に基づく施策の評価、その策定以降の情勢変化等を十分に踏まえていく必要がある。

2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

（1）森林・林業・木材産業によるグリーン成長

全ての人々が、自然の恵みを受け続けながら、豊かで人間的・文化的な社会経済生活を営むことのできる社会の構築を目指す。このため、国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する。

これにより、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していく。

（2）森林資源の適正な管理及び利用

人工林資源の循環利用を推進しつつ、我が国の森林を多様で健全な姿へと誘導していく。このため、林業適地の育成単層林については、適正な伐採と再造林の確保を図る。それ以外の育成単層林は効率的に育成複層林へと誘導していく。あわせて、順応的管理の考え方に基づき、天然生林について適切な保全管理等を図る。また、気候変動に伴う豪雨の増加等に対応するため、国土強靱化に向けた森林整備及び治

山対策を加速していく。

全ての森林は、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、森林が多様な生物の生育・生息の場として機能し、持続的な林業生産活動を通じて、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されるよう、各般の施策を展開していく。

(3) 「新しい林業」に向けた取組の展開

林業については、原木の安定供給や機械化等の取組にとどまらず、生産性や安全性の抜本的な向上を図っていく。このため、従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する。

あわせて、長期にわたり経営し得る権利等と規模を確保し、林業従事者の生活を支える所得と労働環境の向上を図る取組を促進する。これらを通じて「長期にわたる持続的な経営」を実現できる林業経営体を育成していく。

(4) 木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化

木材産業については、住宅の品質や構造安全性の確保等を目的とする関係法令、消費者や建築メーカー・プレカット工場など実需者のニーズに的確に対応し、製品を供給していくことが求められている。

このため、主に大規模な製材・合板工場等については、外材や他資材に対抗できる品質性能の確かな製品を低コストで安定供給できる体制を整備して「国際競争力」を高めていく。あわせて、中小地場の製材工場等については、地域における多様な消費者ニーズをくみ取り、大径材も活用しながら単価の高い板材や平角など多品目を供給できる体制を整備する。これにより、製品の優位性等を向上させて、収益性を有する「地場競争力」を高めていく。

(5) 都市等における「第2の森林」づくり

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「木材利用促進法」という。）の整備、新たな木質部材の開発等により、木造住宅等の既存分野以外でも木材の利用が広がりを見せ始めている。

このため、防耐火や構造計算に対応できる部材の開発・普及、JAS製材の供給体制の強化等により、中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。また、付加価値の高い木材製品の輸出についても推進する。さらに、木質バイオマスの発電及び熱利用や、風力・地熱発電のための林地の適正な活用を通じて再生可能エネルギーの利用も促進する。これらの取組を通じ、製造時のエネルギー消費が少なく、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できる木材の利用を促進するとともに、温室効果ガスの排出削減にも寄与し、循環型社会の実現を図っていく。

(6) 新たな山村価値の創造

山村地域には、森林の約6割が賦存しており、その土地に根ざした文化や習俗等が引き継がれている。また、森林管理を支える林業従事者が居住する生活基盤としても重要な地域である。少子高齢化と人口減少が進む山村地域での生活を成り立たせていくためには、外部依存性が高く、自立性の弱い経済を克服するとともに、生活の基盤となる集落を維持していくことが不可欠である。その際、山村地域の住民と生活に、地域の森林が何をなし得るのかとの視点を持つことが重要である。

このため、基幹産業たる林業・木材産業のみならず、森林空間を総合的に活用する「森林サービス産業」等の新たな産業を育成することなどで、山村の内発的な発展を図る。また、新型コロナウイルス感染症の流行等を契機として新たなライフスタイルを求める人々に対し、山村地域の魅力を発信することなどを通じて、山村地域と継続的に関わる「関係人口」の拡大を目指す。さらには、集落維持の下支えとして、地域における農林地の管理や利用等の協働活動を促進する。

3 施策展開に当たっての基本的な視点

この基本計画は、今後20年程度を見通して森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を示すものであり、次の視点を踏まえて施策を展開していく。

(1) 現場に立脚した施策の展開

森林・林業・木材産業の現場が抱える課題に的確に対応するため、「現場の声」を把握して、関係者が創意工夫して課題を解決できるよう、現場に立脚した施策を展開する。その際、関係府省や地方公共団体と緊密な連携を図るとともに、国有林野のフィールドや技術力等も活用して、課題に対応した具体的な取組を進めていく。

(2) 新たな技術の積極的な活用

近年、エリートツリー等の育種育苗技術、リモートセンシング、遠隔操作・自動操作機械、ＩＣＴ、耐火部材など、新たな技術の開発が著しく進展している。森林・林業・木材産業の分野においても、これらの技術を積極的に活用して現場実装を図っていく。

(3) 国民理解の促進

各般の施策を推進していくためには、関係者が一体となって努力していくだけでなく、幅広い国民各界各層の理解を得ていく必要がある。そのためには、森林・林業・木材産業の果たす役割、木材利用の意義や木材に関する情報等を積極的に発信し、国民一人一人がそれを共有することで、森林を社会全体で支えていこうという気運を醸成していく。

4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点

施策の推進に当たっては、全ての国民が適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ、一体となって努力することが求められる。

このため、国や地方公共団体においては、現場での具体的な取組が進むよう、施策の充実と効果的な展開に努めていく。

森林・林業・木材産業関係者においては、自らの短期的な利益のみを追求するのではなく、国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理、森林資源の持続的な利用を確保すべく、効率的なサプライチェーン^注を構築して相互利益を拡大しつつ、再造林につなげるとの視点を共有し努力していくことを期待する。

注：製品の調達・製造から流通を経て消費者等に届くまでの一連の工程をいう。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

1 目標の性格

この基本計画において定める目標は、森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針として定めるものである。

具体的な目標については、森林・林業に関する施策を推進していく上で、取組の進捗状況を総合的かつ客観的に評価できるよう、数値によるものとする。

2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

(1) 目標の基本的な考え方

将来にわたり多面的機能を高度に発揮していくためには、森林の現況、自然条件、地域の経済社会の要請等を踏まえながら、人為的な整備及び保全により多様な森林へと誘導していく必要がある。このことから、機能発揮に向けた誘導の考え方、森林の状態等を明らかとする。

(2) 目標の定め方

森林の機能とその機能を発揮するまでの望ましい姿を例示するとともに、機能発揮に向けた誘導の考え方を森林の区分ごとに明らかとする。その上で、多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」を参考として示し、これに到達する過程の5年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として示す。

(3) 森林の機能と望ましい姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能及び地球環境保全機能からなる公益的機能と木材等生産機能とに大別される。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

(快適環境形成機能)

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

(生物多様性保全機能)

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(地球環境保全機能)

二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等により地球環境を調節する属地性のない機能であり、全ての森林が発揮するもの。

(4) 森林の誘導の考え方

ア 育成单層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導について、育成のための造林・保育など人為の程度、单層・複層という森林の階層構造に着目し、次の区分ごとに示す。

(ア) 育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

(イ) 育成複層林

森林を構成する林木を帶状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林や、針葉樹と広葉樹など異なる林相の林分がモザイク状に混ざり合った森林。

(ウ) 天然生林

主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林。例えば、天然更新によるシイ、カシ、ブナ、コメツガ、シラビソ、エゾマツ、トドマツ等からなる森林。このほか、未立木地、竹林等を含む。

イ 誘導の考え方

(ア) 基本的な考え方

我が国の森林は、戦後に造成された人工林が全体の約4割を占め、その多くが資源として利用可能な段階を迎えており、森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に利用していく。具体的には、自然的・社会的条件を勘案しつつ、現況が育成単層林のうち、林業に適した場所に位置する森林はこれを維持する一方で、それ以外は育成複層林化を図る。あわせて、天然生林を適切に維持することなどにより、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された望ましい森林の姿へと誘導する。

(イ) 森林の区分に応じた誘導の考え方

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期での伐採と植栽による確実な更新を図る。伐採に当たっては、土砂の流出を招かないよう、搬出方法の選択、保護樹帯の設置等を適切に行う。また、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図る。

また、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により効率的に育成複層林に誘導する。林地生産力が低く公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要な他の森林は、自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、上記の考え方によらず、景観の創出等の観点から、間伐等の繰り返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、いわゆる里山林など下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在して継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

(ウ) 森林の区分に応じた路網整備の考え方

森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、路網整備が不可欠であり、「指向する森林の状態」に応じた適切な路網整備を進める。基本的には、育成单層林等に対して重点的に路網を整備し、天然生林においては現存路網を維持していく。その際、高性能林業機械開発の進展状況等を踏まえつつ、傾斜区分別の作業システムに応じ、林道と森林作業道を適切に組み合わせて整備する。具体的には、緩傾斜地では車両系を前提とした高密路網、中傾斜地では車両系又は架線系、急傾斜地・急峻地では架線系を前提に林道を基幹とした路網の整備を推進する。

(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標は、第1に掲げた基本的な方針を踏まえ、第3に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして、次の第1表のとおりとする。

第1表 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	令和2年 (現況)	目標とする森林の状態		
		令和7年	令和12年	令和22年
森林面積（万ha）				
育成単層林	1,010	1,000	990	970
育成複層林	110	130	150	190
天然生林	1,380	1,370	1,360	1,340
合計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積（百万m ³ ）	5,410	5,660	5,860	6,180
ha当たり蓄積（m ³ /ha）	216	225	233	246
総成長量（百万m ³ /年）	70	67	65	63
ha当たり成長量（m ³ /ha年）	2.8	2.7	2.6	2.5

(参考)

○ 指向する森林の状態 (万ha)			
育成単層林	育成複層林	天然生林	合計
660	680	1,170	2,510
○ 指向する森林の状態に向けた誘導の内訳 (万ha)			
育成単層林	木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林 公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林 公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林		660 340 20
天然生林	主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林 各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林		1,150 230

注1：森林面積は、10万ha単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

2：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、令和2年を基準として算出している。

3：令和2年の値は、令和2年4月1日の数値である。

3 林産物の供給及び利用に関する目標

(1) 目標の基本的な考え方

林業の持続的かつ健全な発展並びにそれを通じた森林の適切な整備及び保全を図るためには、国産材の供給や利用を促進していく必要があることから、木材供給量及び木材利用量を明らかとする。

(2) 目標の定め方

供給の目標については、期待する機能の發揮に向けた森林の整備及び保全が行われた場合に供給される木材の量として、次の第2表のとおりとする。

利用の目標については、今後の需要動向を見通した上で、各般の課題に向けた取組が適切に進められた場合に実現可能な用途別の木材利用量として、次の第3表のとおりとする。

第2表 木材供給量の目標

(単位：百万m³)

	(実績) 令和元年	(目標) 令和7年	(目標) 令和12年
木材供給量	31	40	42

第3表 用途別の木材利用量の目標

(単位：百万m³)

	総需要量			利用量		
	(実績) 令和元年	(見通し) 令和7年	(見通し) 令和12年	(実績) 令和元年	(目標) 令和7年	(目標) 令和12年
建築用材等 計	38	40	41	18	25	26
製材用材	28	29	30	13	17	19
合板用材	10	11	11	5	7	7
非建築用材等 計	44	47	47	13	15	16
パルプ・チップ用材	32	30	29	5	5	5
燃料材	10	15	16	7	8	9
その他	2	2	2	2	2	2
合 計	82	87	87	31	40	42

注1：用途別の利用量は、国産材に係るものである。

2：「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。

3：「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。

4：百万m³単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

多面的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、「指向する森林の状態」へと誘導するための森林の整備及び保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていく。その際には、流域保全及び自然環境の保全の観点から、河川事業や自然公園事業等の施策との連携を図る。

(1) 適切な森林施業の確保

ア 森林計画制度の下での適切な施業の推進

「指向する森林の状態」を見据えた多様で健全な森林を育成していくため、森林計画制度の下で、森林所有者等による造林、保育、伐採その他森林施業の適切な実施を推進していく必要がある。このため、地域森林計画や市町村森林整備計画において、地域ごとに目標とする主伐量や造林量、発揮が期待される機能に応じたゾーニング等を定める。

とりわけ、木材需要が増加している中で、再造林の実施をより効果的に促進するため、新たに、特に植栽による更新に適した区域の設定や、森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討等を進めるよう促す。その際、地域の森林・林業・木材産業関係者の参画を得ながら取組を進める。

また、森林総合監理士等が、市町村への技術的な支援等を適切に担えるよう、継続教育等による技術水準の向上を図りつつ、その育成・確保を図る。

イ 適正な伐採と更新の確保

主伐が増加している中で、皆伐地において粗雑に作設された集材路から土砂の流出・崩壊が発生するケースや、更新方法の検討が十分でないために計画した天然更新が完了していないケースなど、不適切な施業が行われる事案が一部で生じている。

このため、適正な伐採と更新の確保を図るべく、上記の状況変化等を踏まえた伐採造林届出制度の見直しを行いつつ、その制度に基づく指導等の強化を図っていく。具体的には、伐採造林届出書及び森林の状況報告書に係る伐採権者と造林権者の役割等の明確化、集材路の作設など搬出方法に対する指導体制の確立、一定以上の面積で天然更新が計画された場合の現地確認等を推進する。

また、森林窃盗事案を含む無断伐採の発生防止に向けて、警察とも連携した森林パトロールなど従来の取組に加え、衛星画像を活用した伐採箇所の効率的な把握及び監視や、無断伐採等に関する情報を木材流通事業者等に情報提供できる仕組みの実現などに取り組む。

(2) 面的なまとまりをもった森林管理

ア 森林の経営管理の集積等

森林の公益的機能は、一団のまとまりを構成する林分が相互に影響し合い、各機能が重複発揮されることで強力なものとなる。また、小規模零細な所有構造にある我が国の森林においては、森林施業が分散的に行われ効率性を欠くことが多い。このことから、面的なまとまりをもって、森林を経営管理することが重要である。森林所有者の高齢化や相続による世代交代が急速に進む中にあっては、これまでに整備された制度等を最大限活用し、経営管理の集積等を図る必要がある。

このため、引き続き、森林境界の明確化、長期施業受委託等とセットとなった森林経営計画の作成を促進する。また、森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成等が進むよう、市町村の体制整備や技術的支援等に努める。このほか、森林組合系統による森林経営事業、民有林と国有林の連携による森林共同施業団地の取組等を推進する。

なお、所有者不明の森林については、森林経営管理制度や共有者不確知森林制度等の活用を基本に、政府全体における所有者不明土地問題の解決に向けた制度等の検討状況を踏まえつつ、適切な経営管理を促進する。

イ 森林関連情報の整備・提供

森林関連情報については、レーザ測量や衛星画像等の活用を進め、森林資源情報の精度向上を図る。また、森林の土地の所有者届出制度や調査等により得られた情報を林地台帳へ反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図る。その際、固定資産課税台帳情報の市町村内部での利用を適切に行う。これらの情報については、都道府県ごとに導入している標準仕様に基づく森林クラウドに集積して、その共有と高度利用を図る。さらには、施業集約化に取り組む者等に対し、必要な情報提供を進める。

適正な森林管理、地域森林計画等の樹立、学術研究の発展に資するため、林況や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握する森林資源モニタリングを引き続き実施し、データの公表・活用を進める。

(3) 再造林の推進

ア 優良種苗の安定的な供給

再造林の実施に不可欠な優良種苗を確保するため、林木遺伝資源の収集・保存、第3世代精英樹等の品種開発、採種園・採穂園の整備、種苗生産者に対する育苗技術の指導や生産施設整備、収入保険への加入促進などの取組を進める。

特に造林の省力化や低コスト化を図る観点から、成長に優れたエリートツリー等の種苗、伐採と造林の一貫作業に必要なコンテナ苗の生産体制を整備することとし、原種苗木の増殖技術の開発、特定母樹由来の苗木の増産、コンテナ苗の生産技術の

標準化等を進める。

イ 造林適地の選定

林業に適した林地における再造林の実効性を高めていくため、林野土壤調査等の過去文献やレーザ測量などを活用し、造林適地を抽出する技術の高度化に取り組む。また、市町村森林整備計画において、「木材等生産機能維持増進森林」として適切にゾーニングできるよう、これらの技術の普及を図る。さらには、間伐等特措法に基づく新たな措置を活用し、自然的・社会的な条件からみて植栽に適した区域を指定して再造林を促進する。

ウ 造林の省力化と低コスト化

森林資源の持続的な利用と保続培養の観点から、再造林を確実に行うことは不可欠であるが、大きな費用負担や造林作業手の不足が再造林を実施する上での支障となっている。このことから、立木販売収入から再造林費用を賄えるよう、新たな技術を取り入れた省力かつ低コストの造林体系の確立を目指す。

このため、ドローンや林業機械を活用した苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリーや大苗等の植栽による下刈り回数の削減等の取組を進める。あわせて、歩掛やマニュアルの作成、低密度植栽等に対応した保安林指定施業要件の見直しなどの条件整備を行う。また、これらの取組を現場実証にとどまらず、事業ベースに拡大させていくため、森林整備事業の補助内容等に適切に反映する。

(4) 野生鳥獣による被害への対策の推進

シカ等野生鳥獣による食害等については、造林地の成林そのものに支障を及ぼすほか、樹木の枯死や下層植生の消失などにより、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしている。

このため、鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、引き続き、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置を推進するほか、野生動物管理を担う人材の育成を図る。また、被害発生のおそれのある森林については、市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域に積極的に設定して、必要な対策を講じる。このほか、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交林等に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進する。これらの取組と併せ、適切な森林管理等の人為活動を活性化させ、野生鳥獣の農地等への出没の抑制を図る。

(5) 適切な間伐等の推進

人工林の半数は本格的な利用期を迎えており、未だ保育の段階にあるものも多数存在している。また、温室効果ガスの削減等を図るパリ協定下にあっては、森林吸収源対策としての間伐等を推進していく必要がある。

このため、間伐等特措法の枠組みも活用しつつ、森林整備事業を引き続き推進するほか、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した間伐等を進めていく。間伐の低コスト化や労働安全の観点から、列状間伐等の普及を推進する。また、森林整備事業の補助内容や工程等については、現場の取組状況を適切に反映する。

(6) 路網整備の推進

傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を引き続き進める。その際、災害の激甚化、走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応できるよう、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や曲線部の拡幅、土場等の設置、排水機能の強化などにより、路網の強靭化・長寿命化を図る。

このような観点を踏まえ、路網整備の徹底を図ることとし、林道等の望ましい延長を示すと、現状の19万kmに対して25万kmとなる。なお、今後15年間の林道等の整備については約21万kmを目安に進めていく。加えて、既設林道については、改築・改良により質的な向上を図ることとし、木材輸送の効率化が可能な大型車両が安全に通行できる林道の延長を現状の約5千kmから、約7千kmまで増やしていく。

(7) 複層林化と天然生林の保全管理等の推進

ア 生物多様性の保全

(ア) 生物多様性の保全に配慮した森林施業の推進

一定の広がりにおいて、様々な生育段階や樹種から構成される森林が、モザイク状に配置されている「指向する森林の状態」を目指して、多様な森林整備を推進する。

このため、国有林において面的複層林施業等の先導的な取組を進めるとともに、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した針広混交林化の取組等を促進する。あわせて、育成单層林施業においても、長伐期化や広葉樹の保残など生物多様性の保全に配慮した施業を推進する。この際、森林所有者等がそれらの施業を選択しやすくなるための事例収集や情報提供、モザイク施業等の複層林化に係る技術の普及を行っていく。

(イ) 天然生林等の保全管理の推進

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、農地や草地等と複合

生態系を構成する里山林等の保全管理を推進することは、生物多様性を保全していく上で重要である。

天然生林の保全管理に向けては、継続的なモニタリングに取り組むとともに、国有林と民有林が連携して、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理並びにそれらの森林の連続性確保等に取り組む。また、生物多様性に重要な地域を保護・保全するために、法令等による保護地域だけでなく、NPOや住民等によって生物多様性保全がなされている地域などにおける保全管理の取組を推進する。さらに、生活の身近にある二次的な里山林等の継続的な保全管理などを推進する。

(ウ) 生物多様性の保全に向けた国民理解の促進

環境に配慮した商品の提供や購入など、日常生活を含む様々な社会経済活動の中に生物多様性の保全と資源の持続可能な利用を取り込んでいく「生物多様性の主流化」の考え方方が世界で広がっており、これに対する国民理解を促進していく必要がある。

このため、生物多様性への理解につながる森林保全活動の展開、地域と国有林とが連携した自然再生活動や森林環境教育等の取組を推進する。また、森林認証等への理解促進など、生物多様性の保全と森林資源の持続可能な利用の調和を図っていく。

イ 公的な関与による森林整備

自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林、奥地水源等の保安林などについては、公益的機能の発揮に向け、公的主体による森林整備を実施体制の整備を図りつつ推進する。

このため、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した森林整備、公有林化等を促進していく。都県の森林整備法人等が管理する森林については、共有者不明森林の契約条件変更を行いつつ、針広混交林化等への施業転換、採算性を踏まえた分収比率の見直しなどを進める。さらに、森林整備法人等がその知見を活かして、所有者不明森林に係る所有者の特定や、森林経営管理制度に基づく業務の受託等を行うことで、地域の森林整備の促進に貢献していく。

奥地水源等の保安林については、水源林造成事業により森林造成を計画的に行うとともに、既契約分については育成複層林等への誘導を進めていく。その際、当該契約地の周辺森林も合わせた面的な整備にも取り組む。また、荒廃して機能が低下した保安林については、治山事業による整備を推進する。なお、国有林に隣接・介在する民有林については、公益的機能維持増進協定も活用し、その整備及び保全を図る。これらの実施に当たっては、流域治水との連携を図りつつ進めていく。

ウ 花粉発生源対策の推進

国民の約4割が罹患し、国民病ともいわれる花粉症に対処するため、スギ人工林等の利用を進めるとともに、花粉症対策に資する苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等により花粉の少ない森林への転換を図る。また、花粉飛散防止技術についても、その開発等を促進する。

(8) カーボンニュートラル実現への貢献

パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、森林・林業・木材産業分野においても、次のような取組を重点的に実施する。具体的には、適切な間伐等の実施、保安林指定による天然生林等の適切な管理・保全などに引き続き取り組む。加えて、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図るため、間伐等特措法に基づく新たな措置を活用し、エリートツリー等の再造林を促進する。その際、森林吸収量の算定対象となる森林の育成・管理状況等を定期的に調査・検証し、適切な吸収量等の把握に努めるなど、取組の効率化を図る。

また、製造時のエネルギー消費の比較的少ない木材の利用、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用、化石資源由来の製品の代替となる木質系新素材の開発・普及、加工流通等における低炭素化などを通じて、二酸化炭素の排出削減に貢献していく。さらに、耐火部材等の新技術を活用して非住宅分野等にも木材の利用を拡大し、HWP^注（伐採木材製品）による炭素の貯蔵を図る。エネルギー利用も含めた木材利用については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）等の運用を通じ、木材調達に係る合法性確認の徹底を図る。

林地には、尾根部の風衝地や火山地域など風力や地熱による発電の立地条件に適した箇所が多くある。それらの再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものである。このため、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。具体的には、風力や地熱による発電施設の設置に関し、マニュアル整備等を通じた国有林野の活用や保安林の解除に係る事務の迅速化・簡素化、保安林内作業許可基準の運用の明確化、地域における協議への参画等を通じた積極的な情報提供などを行い、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。

なお、気候変動に伴う豪雨の増加傾向を踏まえた山地災害への対応、気候変動が森林・林業分野に与える影響についての調査・研究、松くい虫被害の被害先端地域における拡大防止等の適応策についても、併せて推進する。

注：「Harvested Wood Products」の略。パリ協定において、搬出後の木材における炭素量の変化を温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することができる。

(9) 国土の保全等の推進

ア 適正な保安林の配備及び保全管理

特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として計画的に指定する。その際、土砂流出や土砂崩壊のおそれのある森林については、土砂流出防備保安林等に適切に指定する。また、衛星画像を活用した巡視等により、保安林の効率的かつ適切な管理を推進する。

保安林以外の民有林については、林地開発許可制度を通じ、森林の土地の適正利用を確保する。近年増加している太陽光発電施設の設置に係る開発については、その特殊性を踏まえた許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能の確保を図る。

イ 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進

大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害などが激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月閣議決定）等に基づき治山対策を推進する。

具体的には、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、次の取組等を行っていく。

(ア) 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの配置などによる土砂流出の抑制

(イ) 森林整備や山腹斜面への筋工等の組合せによる森林土壤の保全強化

(ウ) 溪流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

(エ) 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

これらの事業を効率的に行うため、山地崩壊リスクが高い箇所等をレーザ測量などを活用して把握するほか、施工現場へのICT等の導入を推進する。また、治山ダムの嵩上げ^{かさ上げ}、増厚など既存施設の長寿命化を図るほか、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組に努める。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図る。また、引き続き、山地災害危険地区に関する判定情報の調査分析や精度向上に努める。

加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、山間部の厳しい条件など現場実態を踏まえた積算や適切な工期設定等を通じ、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組む。

ウ 大規模災害時における迅速な対応

大規模災害等の発災時においては、国の技術系職員の派遣（M A F F – S A T）、地方公共団体や民間コンサルタント等と連携した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧支援を行う。その際、被害状況等を迅速に把握するため、衛星画像やヘリコプター、ドローン等を活用した調査を進める。これらの初動対応とあわせ、災害復旧等事業を円滑に実施していく。なお、被災規模が大規模で復旧に高度な技術を要する場合については、地方公共団体の要請を踏まえ、国の直轄事業による復旧を行う。

エ 森林病虫害対策等の推進

松くい虫被害については、地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除予防措置、樹種転換等を適切に組み合わせた防除を引き続き実施する。これらの対策については、被害先端地に重点化するとともに、効率的な被害木探査等に係る技術検証などを行い、その効果を高めていく。また、第二世代の抵抗性品種の開発を引き続き実施する。ナラ枯れ被害については、ナラ枯れ被害対策マニュアルの普及を図りつつ、被害の状況等に応じた駆除予防措置、被害を受けにくい森林づくりなどの取組を引き続き実施する。

このほか、林野火災予防のため、防火意識を高める啓発活動等を実施する。

(10) 研究・技術開発及びその普及

研究・技術開発については、森林・林業・木材産業が抱える課題、社会情勢の変化等に対応するため、「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成29年3月林野庁策定）を見直して、様々な分野との連携と対話の促進を図る。

具体的には、環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発、多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種等を戦略的かつ計画的に進める。研究・技術開発に当たっては、产学研官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、他分野も含めた連携を強化する。

また、得られた成果等に関しては、林業普及指導員の知識・技術水準を確保するための資格試験の実施、普及員の設置を適切に行うことなどを通じ、現場へ普及して社会還元を図る。

(11) 新たな山村価値の創造

ア 山村の内発的な発展

山村地域での生活を成り立たせていくためには、その自然や風土等を背景として、住民が主体となり地域資源を活かした産業を育成し、地域づくりを行うことを通じ、山村の内発的な発展を図ることが不可欠である。

このため、地域内での経済循環を生み出すべく、森林資源を活用して、林業・木材産業を成長発展させていく。その際、規模拡大や生産性向上の取組だけでなく、中小地場の製材工場等の活性化や未利用材の熱利用などを進めていく。また、農林複合的な所得確保の機会を創出するため、自家労働による木材生産等の取組も促進する。林業・木材産業以外の所得確保の方策として、きのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物、広葉樹、ジビエなどの地域資源の発掘と付加価値向上等を図る。加えて、健康・観光・教育など様々な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」や、農泊との連携等を推進し、地域外の力を活かしつつ地域の内発力を高めていく。

イ 山村集落の維持・活性化

山村地域を支える基礎的な社会は集落であり、それを構成する家々の協力が相互に結合して集落を成り立たせている。特に生活の基盤となる農林地の管理及び利用を協働して行うことは、集落の維持・活性化を図る上で重要である。

このため、関係府省による住居、情報基盤、交通などインフラの確保等の施策に加えて、農林地の適正な管理及び利用を図る施策を推進する。具体的には、復旧困難な荒廃農地等への早生樹植栽などによる継続的な管理と収入機会の創出、生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動を促進する。

また、集落の新たな支え手を確保できるよう、特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用や、多様な人々の農林業体験等への参加を促進する。さらに、林業高校・大学校への就学、「緑の雇用」事業によるトライアル雇用、地域おこし協力隊への参加等を契機とした移住・定住の促進を図る。

ウ 関係人口の拡大

我が国全体が人口減少の時代を迎える中、山村地域にあっては、定住の促進を図るだけでなく、山村地域やその住民と継続的かつ多様に関わる「関係人口」を拡大させていくことが効果的である。

このため、幼少期からの森林環境教育を推進することで、将来の社会の担い手となる子供たちの山村への理解・関心を高めていく。また、近年では宿泊型の健康ツアーや、マウンテンバイク・トレイルツアーや、自然共生型アウトドアパーク等の取組が広がっている。このような新しいニーズを踏まえ、「森林サービス産業」の推進と、農泊や国立公園・温泉地等と連携したワーケーションなどにより、森林の多様な活用を図っていく。さらに、森林環境税及び森林環境譲与税の創設を契機として、都市部と山村地域とが交流する取組を進めていく。

これらの取組を通じて、新たなライフスタイルを提案し、都市部の「コト消費^注」ニーズを取り込み、関係人口の拡大を図る。あわせて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動との両立を図る「新たな日常」にも対応していく。

注：魅力的なサービスや空間設計等によりデザインされた「時間」、経験・体験を顧客が消費することをいう。

(12) 国民参加の森林づくり等の推進

ア 森林整備に対する国民理解の促進

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、森林整備等を進めるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。各地方公共団体においては、国民理解の醸成に向け、その活用による森林整備やそれを担うべき人材の育成・確保、木材利用の促進等の取組を着実に進め、その取組状況など使途の公表を行っていく。

イ 国民参加の森林づくり

多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進に向けては、企業・NPO等のネットワーク化、全国植樹祭等の緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進に努める。また、国有林におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。これらの取組や森林整備の推進等により、10年間で1億本植樹を目指す国民運動を開展していく。

森林環境教育等の充実を図るため、幼児教育や学校教育等における森林空間を活用した教育プログラム、人材育成の効果的な方策などの情報提供等を行う。また、関係府省や教育機関等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」等における学校林活動などを推進する。

(13) 国際的な協調及び貢献

国際的な協調の下で、持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、SDGsや国連森林戦略計画等の国際目標の実現を図る。このため、二国間・地域間・多国間での政策対話、気候変動や生物多様性に関する枠組みの実施ルールや目標設定に係る議論等に積極的に参画し、貢献する。また、開発途上地域における森林減少・劣化の抑制、山地災害の防止、違法伐採対策等に貢献するため、我が国の知見や人材等を活用し、国際機関等のプロジェクトへの人材派遣や資金拠出、民間企業等によるREDD+（レッドプラス）活動^注の促進、海外に適用できる森林技術の開発・普及などの国際協力を推進する。

注：開発途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減、森林保全、持続可能な森林経営等に向けた取組をいう。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、目指すべき林業経営及び林業構造の姿を明確にしつつ、担い手となる林業経営体の育成、林業従事者等の人材育成、林業労働などに関する施策を総合的かつ体系的に進めていく。

(1) 望ましい林業構造の確立

ア 目指すべき姿

(ア) 長期にわたる持続的な経営の実現

効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、そのような林業経営体を育成していく。これから林業経営が目指すべき方向は「長期にわたる持続的な経営」であり、具体的には、

- a 森林を所有し、又は長期間経営し得る権利等を取得した上で、
- b 相当程度の事業量及び高い生産性・収益性を有することで、主たる従事者等が地域における他産業並みの所得及び労働環境を確保し、
- c 森林資源の保続を確保するための再造林の実施体制を備え、
- d 業務に関連する法令や行動規範を遵守し、社会的責任を果たすことのできる林業経営である。

林業経営体を目指すべき姿へと導いていくため、施策を重点化するなど、効果的な取組に努める。

(イ) 林業経営の主体

長期にわたる持続的な経営を担う主体を例示すれば、森林組合や民間事業者など森林所有者から経営受託等した林業専業型の法人、一定規模の面積を所有等する専業林家や森林所有者（林業経営を行う製材工場など「林産複合型」の法人も含む。）である。専ら自家労働等により作業を行い、農業などと複合的に所得を確保する主体等については、地域の林業経営を前述の主体とともに相補的に支えるものであり、その活動が継続できるよう取り組む。

これらの多様な主体が、長期間を要する林業のサイクルを一貫又は連携して担い、効率的かつ安定的な経営を実現していく。

イ 「新しい林業」の展開

林業は、造林から収穫まで長期間を要し、厳しい自然条件下での人力作業が多いといった特性を有している。このことが低い生産性や安全性の一因となっており、これを抜本的に改善していく必要がある。このため、従来の施業等を見直し、開発が進みつつある新技術を活用して、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開すべく、次の取組を推進する。

(ア) ドローン等による苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリー等を活用した造林コストの低減と収穫期間の短縮

- (イ) 遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及による林業作業の省力化・軽労化
- (ウ) レーザ測量やG N S S（全球測位衛星システム）を活用した高度な森林関連情報の把握、I C Tを活用した木材の生産流通管理等の効率化
- (エ) 「新しい林業」を支える新技術の導入、技術を提供する事業者の活動促進を図るための異分野の技術探索、产学研官連携による知見共有や事業化の推進

(2) 担い手となる林業経営体の育成

ア 長期的な経営の確保

林業経営体が、将来の見通しを持ちながら安定的な経営を行い、人材や機械等への計画的な投資を行えるようにすることは重要である。

このため、森林を長期間経営し得る権利等を取得しつつ、事業地の取りまとめを行い、相当程度の事業量を確保できるようにする。具体的には、地籍調査と連携した森林境界の明確化、施業集約化と長期施業受委託を促進する。加えて、森林経営管理制度による経営管理権の設定、森林組合系統による森林経営事業等を促進する。また、市町村森林整備計画に適合した適切な森林施業を確保する観点から、森林経営計画の作成を促進する。

イ 経営基盤及び経営力の強化

林業経営体が、厳しい経営環境下であっても安定的に収益を確保できるようにするためには、その経営基盤と経営力を強化する必要がある。

経営基盤を強化するため、森林組合系統については、森林組合法に基づく措置を活用した事業連携等を促進する。森林組合以外の林業経営体については、法人化や協業化等を促進する。その際、基盤強化を図る金融・税制上の措置等を活用していく。特に、創業間もない経営体に対しては、将来性を評価した保証審査等により資金調達の円滑化を図る。

また、経営力を強化するため、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を引き続き進める。さらには、森林組合系統における販売事業や法人経営に関し実践的な能力を持つ理事の配置、木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成を進める。加えて、適切な投資判断など経営方針に対する相談等を行う伴走支援体制を充実強化するほか、レーザ測量の実施など林業経営を側面から支援する技術やサービス等を提供する事業者の活動を促進する。

このほか、国有林野事業における事業発注、樹木採取権の適切な設定と運用を通じ、林業経営体の経営基盤の強化に努める。

ウ 林産複合型経営体の形成

近年、原木市場や製材・合板工場等が、川上と連携した再造林のための基金造成等にとどまらず、森林信託や林地取得等により林業経営を行う「林産複合型経営」

の事例が見られる。これらの取組は、林業としての経営基盤を強化するだけでなく、林業従事者の雇用の安定、木材の生産から加工流通までの効率化、森林資源の計画的な利用と再造成につながるものと言える。

このため、林産複合型経営体に対しては、金融上の措置を活用して、林地取得や経営資金の調達円滑化を図る。また、森林信託の導入に係る調査等の取組や、素材生産や造林作業を行う個人事業主等の組織化などを推進していく。

エ 生産性の向上

林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収益確保のために不可欠である。また、人口減少が進む中にあっては、林業生産の各段階において、新技術を活用して省力化・軽労化を図る必要がある。

このため、路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの導入とその効果的な運用を促進する。加えて、新技術を活用した「新しい林業」の展開を図るべく、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年12月農林水産省策定）に基づく取組を進める。国有林においては、先進的な技術の実証・普及等を通じて、林業経営体の生産性等の向上に寄与していく。

オ 再造林の実施体制の整備

森林資源を持続的に利用するには、再造林を確実に行うことが不可欠である。また、林業経営体が、伐採や再造林等の事業をバランスよく確保することは、労務の最適配置、木材需給に応じた作業の振替等を通じ、経営の安定化にも資する。

このため、再造林の実施体制の整備に向けて、伐採と造林の一貫作業を通じた素材生産者と造林者のマッチング・協業化の促進、造林作業手の育成・確保、主伐・再造林型の施業提案能力の向上等を図る。

カ 社会的責任を果たす取組の推進

林業経営体が、森林を適正に管理・利用する社会的な責任を果たし、それを自ら明らかにすることは重要である。

このため、林業経営体に対して、業務に関連する法令の遵守、伐採・造林に関する自主行動規範の策定等の取組を促す。また、市町村における伐採造林届出制度の適正な運用を図るとともに、当該制度に基づく届出が市町村森林整備計画に適合している旨の通知を林業経営体が伐採現場で掲示する取組や、合法伐採木材に係る情報提供等を行う取組を促す。

(3) 人材の育成・確保等

林業従事者は長期的に減少傾向にあり、林業生産活動を継続させていくためには、その育成・確保を図る必要がある。また、林業作業を行う上では、機械操作、安全管理、採材技術など専門的かつ高度な知識・技能が不可欠である。

このため、「緑の雇用」事業等により、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者などを支えるとともに、段階的かつ体系的な人材育成を引き続き推進する。また、OJT（職場内教育）の指導者として活躍できる現場管理責任者等の育成を進める。その際、再造林に係る技術、集材路や架線の設置等の搬出技術、有利な採材技術、高性能林業機械の効率的な運用方法、ICT等の新技術に係る研修カリキュラムを充実させるほか、国有林における研修フィールドの提供などに取り組む。さらには、技能評価試験の本格的な実施により林業従事者の技能向上を図る。この取組を通じ、外国人技能実習2号職種指定の追加にも対応する。

林業高校に対しては、その指導力向上やカリキュラムの充実を図るため、国や研究機関等による講師派遣、森林・林業に関する情報提供などを行っていく。林業経営体の経営者、林業研究グループ等に対しては、人材育成に係る研修への参加等を通じた自己研鑽や後継者育成を促進する。

林業においても、多角的な視点を取り入れ、多様な人々が活躍することができるよう、その環境整備等を図る。具体的には、女性林業関係者のネットワーク化、女性の視点を活かしたマーケティング等の取組を推進する。また、就労を通じた障がい者の社会参画を図る「林福連携」を進め、働きやすい職場環境の整備やトライアル雇用等に取り組む事業者などの取組を促進していく。

(4) 林業従事者の労働環境の改善

林業従事者の労働環境の改善を図るため、次の取組を行う。その際、これらの取組については、各種施策に要件づけることにより、効果的に進めていく。

ア 処遇等の改善

林業については、従事者の所得が他産業に比べて低位な水準にあり、自然条件下で行う重筋作業も多く、労働負荷が高く厳しいものとなっている。

このため、従事者所得の改善に向け、林業経営体の生産性及び収益性の向上、林業従事者の通年雇用化、月給制の導入、社会保険の加入等を促進する。また、林業従事者の技能等を客観的に評価して適切に処遇できるよう、技能評価試験の本格的な実施など能力評価の導入を促進する。このことにより、他産業並みの所得水準の確保を目指す。

また、労働環境については、林業従事者の労働負荷の軽減及び働きやすい職場環境の整備を図るため、伐木作業の省力化・軽労化を実現する遠隔操作・自動操作機械の開発、休憩施設や衛生施設の整備等を推進する。

イ 労働安全対策の強化

林業における労働災害の発生率は、他産業に比べて極めて高い水準にあり、この状況を改善することは喫緊の課題である。

このため、今後10年を目途とし、死傷年千人率^注を半減させることを目指して労働安全対策を強化していく。具体的には、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、特別教育の実施、伐木作業等における禁止事項の遵守、ガイドラインに沿った安全作業や緊急連絡体制の整備などの徹底を図る。あわせて、巡回指導や研修の実施、作業安全のための規範の普及、新技術を活用した安全装備の導入等を推進する。

これらの施策については、都道府県ごとの労働災害の発生状況等を分析し、その原因に応じた取組を重点的に実施する。

注：労働者1,000人当たり1年間に発生する労働災害による死傷者数（休業4日以上）を示すもの。

（5）森林保険による損失の補填

火災や気象災害等による林業生産活動の阻害を防止するとともに、林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が取り扱う森林保険により、災害による経済的損失を合理的に補填する。その運営に当たっては、制度の普及を図るとともに、災害の発生状況を踏まえた保険料率の見直し等の商品改定、保険金支払の迅速化などによりサービスの向上を図る。

（6）特用林産物の生産振興

きのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物については、林業産出額の約半分を占め、山村地域における農林複合的な収入確保に資する重要な地域資源である。

このため、菌床きのこ培養施設やほだ場など生産基盤の整備、持続的な利用や生産の効率化を図る技術の開発・改良に取り組むほか、木炭、薪、竹、漆等の生産販売に係るノウハウの情報提供などを推進する。また、需要拡大に向け、消費者ニーズに対応した商品開発や販売促進、高付加価値品目を中心とした輸出等を進めいく。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

木材産業等が、地域経済の維持・発展に大きく寄与し、林業の持続的かつ健全な発展並びに森林の適正な整備及び保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、流通及び加工の合理化等の施策を総合的かつ体系的に進め、川上から川中・川下までの相互利益を拡大していく。

(1) 原木の安定供給

ア 望ましい安定供給体制

原木を安定的に供給していくためには、森林資源の保続を確保しながら、その生産流通の効率化を図っていくことが不可欠である。

このため、個々の林業経営体による小規模・分散的な原木供給の体制から、地域の核となる者（林業経営体等の組織や原木市場など）が取りまとめ、製材・合板工場等に対する価格交渉力を高めて、原木を安定的に供給する体制への転換を引き続き進める。このことにより、生産流通の各段階においてコスト低減と利益向上を図り、その成果を再造林の実施へと結びつけていく。

イ 木材の生産流通の効率化

木材需要に応じた最適な生産流通経路を実現し、原木を安定的に供給・調達できるようにするためにには、原木の生産流通ロットの拡大、優良材・並材の選別、川上と川中との協定取引や直送等の取組を進めていく必要がある。

このため、林業経営体の育成を通じた事業量の確保、原木コーディネーターの育成やI C Tによる木材の生産流通管理システムの導入等を通じた商物分離の取組を進める。また、加工流通施設の整備に当たっては、川上と川中の相互関係を強化する安定供給協定の締結等を推進するとともに、森林資源を循環利用する観点から、地域における再造林など森林資源の保続に係る取組状況等を踏まえたものとする。

加えて、地域におけるS C M（サプライチェーン・マネジメント^注）に係る取組を進めて、木材製品の需要動向や原木の供給見込み等の情報共有による需給ギャップの解消とマッチングの円滑化、川上から川中・川下までの相互利益の拡大を図る。

注：製品の調達・製造から流通を経て消費者等に届くまでの一連の工程を統合的に管理し、全体最適化を図る手法のことをいう。

(2) 木材産業の競争力強化

ア 大規模工場等における「国際競争力」の強化

国産材が競争力の高い外材や他資材に対抗し、建築用材市場における需要を獲得していくためには、J A S製材、K D（人工乾燥）材、集成材、ツーバイフォー工法（枠組壁工法）用部材等の製品を低コストで安定的に供給できるようにする必要がある。

このため、大規模な製材・合板工場等については、引き続き、加工流通施設の高

効率化等を図る。また、中規模工場のうち、工場間連携による工程分業や再編等により規模拡大を指向するものについては、施設の増設改修や再編に係るコンサルティング等を推進する。なお、施設整備に当たっては、大径材を活用したラミナやディメンションランバー（規格材）の生産、チップ材の高度利用が可能となるボード類の生産等に対応した施設の導入も進めていく。

イ 中小製材工場等における「地場競争力」の強化

中小規模の製材工場等については、地域経済を支える役割を担っているが、規模拡大を通じた低コスト化等の対応は取りづらく、その特性を活かして競争力を強化していく必要がある。

このため、高い単価の地域材製品の生産、細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等を通じて、その競争力を強化していく。具体的には、関係者が連携して施主等のニーズに応える「顔の見える木材での家づくり」の取組を引き続き促進し、優良材やデザイン性の高い内外装材の活用を図っていく。また、大径材も活用しつつ、単価の高い板材を始め、平角・柱角など多品目の地域材製品を生産できるよう、加工流通施設の切替え等を促進する。

ウ J A S 製品の供給促進

建築関係法令・安全安心に対する消費者ニーズへの対応や、非住宅分野等での木材利用の促進を図るためにには、寸法安定性に優れ、品質性能の確かな木材製品を供給していくことが必要である。そのためには、加工流通施設を整備するだけでなく、それらの製品が生産・利用されやすい条件整備を図ることが必要である。とりわけ、強度性能や含水率等が明確な機械等級区分の J A S 製品の利用を促進することが重要である。

このため、J A S 規格については、科学的根拠を基礎としつつ、必要に応じて、利用実態に即した区分や基準の合理化等を図る。あわせて、木材産業関係者に対しては、認証取得等に係る手数料水準のあり方の検討、集成材製品で採用されている瑕疵保証制度の検討など、自主的な取組を促していく。

エ 国産材比率の低い分野への利用促進

木造住宅における部材別の国産材使用割合及び使用量を踏まえれば、横架材や羽柄材等での利用を拡大していくことが有効である。

このため、重ね梁・集成材・他資材とのハイブリッド等も含めた国産材横架材の普及、乾燥技術の高度化などの取組を進める。また、設計段階でスペックイン^注されるよう、設計手法の標準化等を図るとともに、プレカット工場への羽柄材加工施設の導入等を促進する。

注：仕様書や設計図書等の段階において、部材等の採用を織り込むことをいう。

(3) 都市等における木材利用の促進

国内新築住宅市場の縮小も見据えると、既存の住宅分野以外でも木材利用を促進して、需要を獲得していくことが重要である。その際、官需だけに依存せず、民需、とりわけ都市等における非住宅分野、リフォームなどの需要を積極的に取り込んでいくことが有効である。

このため、木材利用促進法に基づき、国自らが率先して公共建築物等の木造化・内装の木質化などを推進していく。また、民間非住宅分野等の需要の獲得に向けた取組を進めていく。具体的には、一般流通材を活用した低コストでの建築事例の普及に取り組むほか、防耐火規制や構造計算に対応できるよう、耐火部材やC L T等の開発・普及、それらの部材を使用した建築実証などにより、多様な設計施工のノウハウを蓄積する。あわせて、部材の仕様の標準化等も進める。C L Tについては、令和3年3月に関係府省と共同で作成・公表したC L Tの普及に向けた新ロードマップに基づき、低コスト化や認知度の向上に向けた取組を着実に進めていく。また、関係府省と連携した木造建築物の設計者の育成、設計施工や部材調達の合理化に有効なB I M^注の活用推進、建築部材の安全性に関する情報提供等を行う。

リフォーム需要等に対しては、デザイン性や機能性に優れた内装材等の開発、木塀など外構部への防腐木材など高耐久製品の活用を図るとともに、木材による健康・環境貢献度に係る科学的根拠の収集・発信等を推進する。このほか、建築物の省エネルギー化に寄与する観点から、断面寸法が大きく熱伝導率の低いC L Tや、木製サッシ等の建具の利用を促進する。また、フロア台板への利用、コンクリート型枠用合板や地盤改良用木杭等の土木分野、畜舎等への利用なども促進していく。

これらの施策の推進に当たっては、関係府省との連携を強化するとともに、地方公共団体や民間の事業者等とも協力して、木材利用の促進を図る。

注：コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。

(4) 生活関連分野等における木材利用の促進

木材製品に対する様々な消費者ニーズを捉え、広葉樹材を活用した家具や建具、遊具・おもちゃ、木製食器、間伐材等を活用した布製品など生活関連分野等への木材利用を促進し、暮らしと社会の豊かさを高めていく。特にデザイン性や機能性に優れ、新たな価値や空間を生み出す製品等については、その表彰と様々な広報・P Rの場を提供していく。

(5) 木質バイオマスの利用

ア エネルギー利用

燃料材については、F I T制度開始以来、未利用材の有効活用と木材需要の下支えの役割を担い、再生可能エネルギーの普及に貢献してきた。他方、地域によっては、その需要が急激に増加し、既存需要者との競合、森林資源の持続的利用等への懸念が生じている。

このため、木質バイオマス発電事業の自立化と、燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保を両立させるため、令和2年に、関係府省と関係事業者団体等で「林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会」を設置した。本研究会の報告書に基づく取組を推進すべく、次のとおり、再造林の確保など森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの利用を図っていく。

- (ア) 未利用材活用やカスケード利用を基本としつつ、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給につき地域内での利用を推進する。また、全木集材による枝条等の活用、未利用材の効率的な運搬収集システムの構築、燃料品質の向上などを通じて燃料材の安定供給を目指す。
- (イ) 森林資源の保続を担保する観点から、次のとおり取り組む。
- a F I T制度における事業計画認定に伴う事前確認について、都道府県林務部局が、既存需要との競合だけでなく、地域における森林資源の保続を確認できるようにする。
 - b 不適正な伐採がなされた木材の利用を防止するため、木質バイオマスの証明として、伐採造林届出が市町村森林整備計画に適合している旨の通知を活用する。
 - c 燃料材供給者との連携を図りつつ、発電事業者等が、燃料用途としても期待される早生樹の植栽等を行う実証事業を進める。

イ マテリアル利用

木質系の新素材については、従来の建築用材や燃料材等での利用から、新たな分野・用途への需要拡大策として、また、プラスチック資源循環への対応策としても、その期待が高まっている。

このため、木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニンなど、化石資源由来の製品の代替に資する新素材の研究・技術開発、用途開発、その普及を推進していく。

(6) 木材等の輸出促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、木材等の輸出を促進していく。その際、令和12年までに林産物の輸出額目標を0.2兆円とし、製材及び合板を「輸出重点品目」と位置付

けて、従来の原木中心の輸出から、輸出先国・地域のニーズや規格基準等に対応した付加価値の高い木材製品の輸出への転換を図る。

このため、輸出産地の育成と製品輸出の展開を図る観点から、原材料となる原木の生産基盤を強化するとともに、輸出先の規格に対応した製品、高耐久製品等を製造する加工施設を整備する。また、製品等の輸送コストを削減するための港湾施設等の整備を関係府省と連携して推進する。さらに、木材輸出関係者の組織化を図るとともに、輸出先国での木造建築物の設計施工マニュアルの普及や建築技術者の育成、団体等と連携した製品のブランディング・マーケティングの実施、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）登録を通じた企業・団体間の連携強化などを推進する。

（7）消費者等の理解の醸成

持続的な林業経営により生産された木材を利用することは、森林整備の促進、山村経済の発展のみならず、二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じた循環型社会の実現に寄与するものである。

このため、消費者等の理解を醸成し、木材を持続的な形で利用する企業等へのE S G投資^注にもつながるよう、木材利用の意義や効果等のエビデンスの発信を図るほか、関係府省や木材関係団体等と連携しつつ、「木づかい運動」や「木育」等を推進する。また、設計事業者や建設事業者、施主となる企業等のネットワーク化、木造施設・木製品・木材を活用した様々な取組に対する表彰などを行っていく。これらの取組の推進に当たっては、毎年10月8日を「木の日」とし、同月を「木材利用促進月間」として位置付け、デジタル広報等も活用して効果的に展開していく。

さらに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、クリーンウッド法に基づく制度の普及、木材関連事業者の登録を引き続き促進する。これにより、木材調達に係る合法性確認の徹底を図り、デジタル技術を活用しながら、合法伐採木材等の流通量を増加させる。

注：財務情報だけでなく、環境・社会・ガバナンスの要素も考慮した投資をいう。

（8）林産物の輸入に関する措置

国際的な枠組みの中で、持続的な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報の収集・交換・分析の充実などを通じて、他国との連携を図るとともに、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」や「日EU経済連携協定」等の締結・発効された協定に基づく措置を適切に運用する。また、経済連携協定等の交渉に当たっては、各国における持続可能な開発と適正な貿易を確保し、国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処する。

4 国有林野の管理及び経営に関する施策

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布するとともに、人工林や原生的な天然生林等の多様な生態系を有するなど、国民生活に大きな役割を果たしている。その立地や資源等の状況から、国土保全等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、国有林野の活用による地域産業の振興と住民福祉の向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいる。

このような中、森林に対する国民の要請は、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化しており、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性保全の面での期待が大きくなっている。さらには、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮や、林業経営体の育成、市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援など、我が国の森林・林業の再生への貢献が求められている。このため、「国民の森林」である国有林野は、森林整備事業や治山事業等と一体的に、国有林野事業として国自らが責任を持って管理経営し、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

具体的には、水源涵養や山地災害防止、生物多様性保全など重視すべき機能に応じて、適切な施業を推進する。その際、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から、間伐の適切な実施や主伐後の確実な更新を図るほか、針広混交林やモザイク状に配置された森林への誘導を進めるなど、多様な森林を積極的に育成していく。また、生物多様性保全の観点から、溪流沿い等の森林を保全するなど施業上の配慮を行うほか、世界自然遺産など原生的な天然生林や希少野生生物が生育・生息する森林を「保護林」や「緑の回廊」として適切に保護・管理する。さらに、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえた対応を的確に行っていく。具体的には、林地保全に配慮した森林施業を進めるほか、民有林支援も含めた技術系職員の派遣等による迅速な災害対応、重要かつ緊要度の高いインフラ施設周辺や河川上流域等における治山対策などを計画的に推進していく。

また、木材の安定供給や林業経営体の育成の観点から、需要先との協定取引、民有林からの出材が期待しにくい大径長尺材・檜皮等の供給、まとまった事業発注・供給方式を通じた事業量の安定化、木材需要が急激に増減した場合の供給調整に取り組む。さらに、国有林野のフィールドを活用して、低コスト造林技術や野生鳥獣害対策、先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証・普及を積極的に推進する。

国民の財産である国有林野を、より開かれた「国民の森林」として管理経営していくためには、森林・林業や木材利用に対する国民の理解が不可欠である。このことから、国民の多様な意見を把握すべく対話型の取組、多様な主体と連携した国民参加の森林づくりの取組、国有林野の保健・文化・教育・観光的利用、国立公園等と連携した取組を推進し、その保護と利用の両立を図る。

5 その他横断的に推進すべき施策

(1) デジタル化の推進

森林・林業の分野においても、リモートセンシング等のデジタル技術が著しく進展している。森林関連情報の把握、森林資源の造成、木材の生産流通等の各段階で、これらの技術を適用してデジタルデータを活用した効率的なものへと転換していく。

このため、レーザ測量や衛星画像等による森林資源情報の精度向上、G N S Sによる森林境界データのデジタル化などを進めていく。また、それらのデータを集積して、その共有と高度利用を図る森林クラウドを都道府県等に導入していく。あわせて、木材の生産流通の効率化に向けた I C T 生産流通管理システムの標準化、標準仕様に基づくシステムの導入、丸太材積等を効率的に測定できる木材検収ソフトなどの現場導入を促進する。これらのデータについては、データ連係を視野に入れた調査等の環境整備を行い、川上・川中・川下のサプライチェーンの構築、合法伐採木材の流通等につなげる「林業D X（デジタルトランステンション^{注1}）」を目指した取組を進めていく。

さらに、森林土木分野においても I C T 等を施工現場へ導入する「i-Construction^{注2}」を促進する。また、補助金申請や各種手続を効率化して国民負担を軽減していくため、デジタルデータを活用した造林補助金の申請・検査業務を推進するほか、農林水産省共通申請サービスによる電子化等を図る。

注1：I C T の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいう。

注2：調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設土木の生産プロセスにおいて、I C T を活用して、生産性を向上させて魅力ある建設土木現場を目指す取組をいう。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の流行は、我が国経済社会に大きな影響を与えた。森林・林業・木材産業分野においては、経済環境の悪化が住宅需要の減退を招き、それに伴い、製材・合板等の製品出荷が減少して原木の受入量も減少した。その影響は、川下から川上へと広がり、令和2年夏頃を底として状況は改善しつつあるが、その見通しは依然として不透明と言わざるを得ない。一方で、感染症の流行を契機として、在宅勤務等に対応した住宅や、地方への移住等のニーズが高まり、新たなライフスタイルを求める人々も現れ始めている。このような状況を踏まえれば、社会経済の急激な変化に対応できるよう、リスク分散と新たなニーズの取り込み等を図り、「ウィズ・コロナ社会」に対応していくことが必要である。

このため、感染状況に応じて、林業・木材産業の経営の継続、需要の喚起等の施策を適切に講じていく。また、急激な需要減退時に、林業経営体が素材生産作業を造林作業に振り替えて生産調整を円滑に行えるよう、再造林の実施体制の整備等を図るほか、木材需給の状況に応じた国有林材の供給調整等を行う。さらに、在宅勤

務等に対応したリフォーム需要や、非住宅分野などの新たな需要を取り込んでいく。加えて、都市部住民の山村地域への関心の高まりを受け、そのニーズを積極的に取り込み、「森林サービス産業」等の育成へとつなげていく。

(3) 東日本大震災からの復興・創生

東日本大震災により大きな被害を受けた海岸防災林については、復興工程表に定めた事業がほぼ完了した。今後は、植栽した樹木の保育等について、地域やNPO等と連携しながら計画的に実施していく。なお、その復旧に際して得た知見、試験研究の成果については、被災地以外での事業にも積極的に活用していく。

他方、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林への影響は、福島県を中心に依然として続いている。このため、森林・林業再生を図る取組を引き続き行っていく。具体的には、森林・木材製品等の放射性物質に係るモニタリングや実証などによる知見の収集、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林の計画的な再生、きのこ生産資材の導入、関係府省等と連携した特用林産物の検査・出荷管理の徹底等を通じた風評被害の払拭、パーク等の適切な処理などに取り組む。

6 団体に関する施策

森林組合については、組合員との信頼関係を引き続き保ち、地域の森林管理と林業経営の担い手として役割を果たしながら、林業所得の増大に最大限貢献していくことが重要である。

このため、森林組合法に基づく措置を活用し、組合間の多様な連携、正組合員資格の拡大による後継者世代や女性の参画、実践的な能力を持つ理事の配置等を推進する。加えて、内部けん制体制の充実、法令等遵守意識の徹底を図る。

また、森林組合系統が新たに運動の基本方向を定め、地域森林の適切な保全・利用等を目標として掲げながら、市町村等と連携した体制の整備、循環型林業の確立、木材販売力の強化などの取組を展開していることを踏まえ、その実効性が確保されるよう系統主体での取組を促進する。

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 各種計画等との調和

各般の施策については、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）、「環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）等に掲げる施策との調和を保ちながら推進していく。

特に、相互に密接に関連して地域を支えている農林水産業に係る施策を一体的に進めていく観点から、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月農林水産省策定）に掲げる取組を推進していく。

2 効果的かつ効率的な施策の推進

施策の実施、見直し等に当たっては、その趣旨や内容等について、分かりやすい表現等を用い、森林・林業・木材関係者等の理解に努める。その際、関係府省、地方公共団体との連携や情報共有を図るとともに、デジタル媒体を始めとする複数の手法を効果的に組み合わせた広報活動等を推進する。

3 施策の進捗管理と評価の適切な活用

施策の実施に当たっては、政策評価等を通じ、計画・実行した後の評価を実施し、改善策を講じていくことにより、進行管理と必要な見直しを行う。さらには、現場での取組を通じて把握した課題等を的確に分析・評価し、毎年の予算編成に反映させるなど、国民のニーズに沿うように対応する。

4 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策効果の検証やニーズ等を踏まえ、従来の予算を見直すとともに、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。

国立研究開発法人森林研究・整備機構 第5期中長期目標について

国立研究開発法人の主務大臣は、独立行政法人通則法に基づき、5～7年以下の期間において、当該国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該法人に提示することとされている。

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）については、令和2年度末で第4期中長期目標の終期を迎えたことから、令和3年3月、農林水産大臣は、令和3～7年度末までの5か年を期間とする第5期中長期目標を定めた。なお、中長期目標については、森林・林業基本計画を踏まえたものとしている。

（第5期中長期目標における水源林造成業務に係る主なポイント）

- ・従来の水源林造成事業の推進とともに、既存の契約地周辺に存する機能が低下している森林を一体的に整備する「面的整備」を推進。
- ・成長の早い苗木の活用など森林整備技術の高度化を図るとともに、地域の需給動向を踏まえた木材供給を推進。
- ・被災した森林の復旧支援及び森林整備技術の普及により地域との連携を強化。

**国立研究開発法人森林研究・整備機構 第5期中長期目標
新旧対照表（抜粋）**

第5期中長期目標（令和3年度～令和7年度）		第4期中長期目標（平成28年度～令和2年度）
2 水源林造成業務	2 水源林造成業務	<p>本業務は、水源林の造成により、水源涵養機能の強化はもとより、土砂流出・崩壊の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の持続的発揮に資するものであることから、以下の目標の達成に向け、確実な事業実施を図る。</p> <p>(1) 事業の重点化</p> <p>流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行い、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備にも取り組む。</p> <p>また、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。</p>

第5期中長期目標（令和3年度～令和7年度）	第4期中長期目標（平成28年度～令和2年度）
(2) 事業の実施手法の高度化のための措置	<p>(2) 事業の実施手法の高度化のための措置</p> <p>ア 新規の分収林契約については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に發揮させるとともに、コスト縮減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。</p> <p>また、既契約分については、長伐期施業や複層林施業に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。</p> <p>イ 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的・効率的な実施に努める。</p> <p>ウ 地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。</p> <p>地球温暖化防止や森林資源の循環利用、林業及び木材産業の成長産業化等に資するため、水源林造成業務の実施に当たっては、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や低コスト化など森林整備技術の高度化に取り組むとともに、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給の推進に努める。</p> <p>(3) 地域との連携</p> <p>自然災害発生時ににおける被災森林の迅速な復旧を図るとともに、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。</p>

国立研究開発法人森林研究・整備機構 第5期中長期目標

令和3年2月26日
農林水産省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 我が国の森林及び林業施策の動向

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。

また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。

我が国の森林面積のうち4割を占める人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超えて、本格的な利用期を迎えており、木材の総需要量に占める国産材利用量の割合も上昇傾向で推移している。しかし、我が国の林業は、林業自体の不確実性に加え、採算性の悪化、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど、依然として厳しい状況にある。

このため、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）が策定された。当該計画に基づき、農林水産省は、森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材加工及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。

また、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）で示された国全体の科学技術の方針等を踏まえ、我が国の森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発の方針である「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成29年3月林野庁策定）が定められ、これに基づき森林・林業・木材産業分野の研究課題等の解決に取り組んでいる。

さらに、「国土強靭化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減等を図るため、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、地域で生産される木材の積極的な利用等に取り組んでいる。

2 法人の沿革と使命

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、

森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成20年4月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置として承継し、平成27年4月からは森林保険業務が政府から移管され、平成29年4月からは、「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改称し、新たなスタートを切ることになった。

国は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）第3条において、森林研究・整備機構の目的を定めている。その中で森林研究・整備機構は、①森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること、②森林保険業務を効率的かつ効果的に行うこととする目的とされている。

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、また、水源林造成業務及び森林保険業務を行う機関として、上述1の国の政策のほか、社会的要請に対応し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、政策課題の解決に積極的に貢献していくことを通じて、森林の保続培養と林業技術の向上、国産材利用の拡大に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資するという使命・役割を担っている。

3 法人の現状と課題

研究開発業務においては、多様な分野の専門家の協働による総合力と機動力、豊富な研究蓄積、支所・育種場等を地域拠点とする全国ネットワーク、国内外の様々な研究機関との連携協力の実績を強みとして、森林・林業・木材産業に関する国の政策や地域ニーズに応える研究開発及び林木育種を先導的に行っていている。また、高い専門性を活かし、調査、分析、鑑定、講習、試験研究に必要な標本の生産等を行っているほか、台風被害、豪雨災害等の緊急調査及び東日本大震災の復興支援等についても引き続き取り組むことが求められている。

特に林木育種分野では、ゲノム解析・編集技術などの育種技術の高度化及びその基盤となる林木遺伝資源の収集・保存・評価を行っている。また、林業の成長産業化に向けて、造林コストの低減にも資する優良品種の開発と原種生産・配布、技術支援が必要な海外の林木育種に対する技術協力にも取り組んでいる。今後は、優良品種の早期普及に向けて、原種の配布等を一層推進することが求められている。

第4期中長期目標期間では、研究開発成果を最大化するための「橋渡し」機能を強化し、造林の低コスト化技術の開発、高層木造建築の実現に必要な基準改正等への貢献、工業原料としての改質リグニンの開発等、产学研官の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力し、所期の成果を収めてきた。第5期中長期目標期間においても、引き続きこれらの課題に取り組むとともに、社会実装を一層推進することが求められている。

水源林造成業務においては、整備局・水源林整備事務所を拠点として、森林所有者、

造林者（林業事業体）及び地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源涵養機能等の公益的機能を高度に發揮させるための施策を実施しており、引き続き推進することが求められている。

森林保険業務においては、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険として、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの役割を果たしており、引き続き林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な制度として運営することが求められている。

さらに、第4期中長期目標期間では、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携により、森林施業や森林気象害リスクに係る研究成果を水源林造成や森林保険に活用する等、各業務の連携が事業に効果を発揮したことから、第5期中長期目標期間においても、各業務の連携を一層強化し、技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及などの相乗効果を拡大させることが重要となっている。

加えて、スマート林業の推進等、林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、異分野・異業種との連携を一層強化する必要があるが、研究成果の社会還元及びこれらを進めるための知的財産や情報セキュリティに関する人材が不足しており、これらのマネジメント体制の整備が課題となっており、併せて人材の確保・育成も必要となっている。また、水源林造成業務及び森林保険業務に関し高度な専門知識と管理能力を有する人材の確保・育成を図ることが課題となっており、これらの課題の解決に向けた取組も必要となっている。

4 法人を取り巻く環境の変化

我が国の人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超えて、本格的な利用期を迎えており、国土の保全、水源の涵養等の森林の有する公益的機能を将来にわたって発揮させていくことと併せて、地域の再生のために、この人工林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用をすることが重要となっている。一方、林業・木材産業の重要な担い手の基盤である山村の多くは、人口減少や高齢化に加え、シカ等による森林被害の深刻化等を背景に、農林業の生産活動の低迷等に直面し、集落の消滅が増加するなど厳しい社会経済状況に置かれている。このため、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮並びにこれらを通じた山村の活性化（地方創生）を目指し、産学官一体となった総合的な取組を行うことが急務となっている。また、今後、少子高齢化と人口減少により、新設木造住宅着工等の木材需要の単純な増加が見込まれることは困難な情勢であり、木材需要を喚起するためには、我が国の木材供給においては、品質・性能、価格や量等の面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者等の多様なニーズ、エシカル消費等への動きを理解し、木材の特長を活かした価値・魅力のある商品、あるいは木材の合法性が確認されているなどSDGs（持続可能な開発目標）に配慮した商品を提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の新しい生活様式の定着が見られており、分散型社会の可能性の拡大やデ

ジタル技術によるイノベーションなどのポストコロナ時代の社会像において、森林・林業・木材産業も新たな役割を果たすことが求められている。

さらに、「統合イノベーション戦略 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、総合知による真の“Society 5.0”実現のため「戦略的に進めていくべき主要分野」の一つに食料・農林水産業が挙げられており、林業の生産性・安全性・収益性の向上が求められている。

また、森林研究・整備機構には「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年 12 月林野庁策定）に基づき、経験則だけでなく ICT を活用した森林資源管理、資源・境界情報のデジタル化、造林作業や木材生産の現場の労働災害の減少や重労働などからの脱却を目指す自動化機械の開発、早生樹等の利用拡大など、スマート林業への貢献に取り組むことのほか、木質系新素材を社会実装化し、石油由来製品の代替材としての利用を進め、林業の枠を超える産業・価値を創出することも期待されている。

加えて、近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生していることから、「国土強靭化基本計画」等を踏まえた治山事業や森林整備、森林における気象害等に対するセーフティネットとしての森林保険の更なる普及等に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書において、人為的な影響が現在の地球温暖化の支配的原因である可能性が極めて高いことが指摘され、また、平成 28(2016) 年 11 月にはパリ協定が発効したところであり、森林に対して、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的利用や気候変動及びその影響の軽減を始め、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。また、パリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を 2 ℃未満とし 1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有され、平成 30(2018) 年に公表された IPCC の特別報告書では、この目標の達成には「2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。我が国においても、2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しており、森林についても、森林整備や優良品種の早期普及等による二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、木材・木質新素材については、木材・木質製品の利用や石油由来製品の代替材等による二酸化炭素蓄積効果を一層發揮させる取組が期待される。

国連は令和 12(2030) 年を年限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めており、森林に対して、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されているが、世界ではいまだに森林の減少や劣化が止まない状況が続いている。国際社会と連携した森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用などの取組が一層求められている。

また、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画策定に向けた議論では、人文・社会科学との融合や产学研官連携による分野、組織等を横断した多様な連携に取り組むべきとしている。このほか、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）が改正され、AI や IoT など科学技術・イノベーションの急

速な進展を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図ることとされている。

こうした新たなニーズや社会情勢、技術変革に対応するため、森林研究・整備機構は、農林水産省「「知」の集積と活用の場」産学官連携協議会において平成28年度から設立してきたプラットフォームなども活用し、必要により異分野との連携を更に推進するなどの対策を講ずる必要がある。

第2 中長期目標の期間

森林研究・整備機構の中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

森林研究・整備機構は、第1の位置付け及び役割を果たすため、1研究開発業務の各重点課題、2水源林造成業務、3森林保険業務、4特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

1 研究開発業務

森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、森林環境問題の解決、山地災害防止機能等の森林の持つ多面的機能の高度発揮、林業及び木材産業の持続的発展等、国の政策や社会ニーズをより一層的確にとらえた研究開発を実施する。こうした基本的な方向に即して、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

研究開発の推進に当たっては、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

(研究開発成果の最大化のための連携の推進)

イノベーションの創出に寄与するため、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林研究・整備機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として連携を推進する。一方、国際的な課題の解決に向けては、地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化等の国際的な課題に対応するため、森林・林業基本計画等の政策の実現に向けて、森林の公益的機能の維持増進等に資するという法人の使命を踏まえ、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター等の国立研究開発法人との協力関係を強化し、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で国内外の研究機関、国際機関等との連携を推進する。

(研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用)

研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。

加えて、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。

(研究開発の重点課題)

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に9つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的な研究開発を推進する。

- (1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
- (2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発
- (3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等基盤事業のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ適切な重点課題の下に位置付け、実施する。

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。

(1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化に伴い、気候変動の影響の顕在化、気象灾害の激甚化、生物多様性の劣化等、国内外の森林域で様々な問題が生じている。

平成27(2015)年の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること及び1.5℃高い水準までのものに抑えるための努力を継続することや、森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動の実施等が定められた。

また、平成22年(2010)年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標では、生物多様性の保全と生態系サービスの恩恵を強化することが示されたが、令和2(2020)年に同条約補助機関会合で公表された地球規模生物多様性概況第5版によれば、愛知目標の達成状況は不十分であり、中長期的に生物多様性の損失を減らし、生態系サービスを持続可能な形で利用する方策が求められている。

一方、東日本大震災からおよそ10年が経過したものの、特に原子力災害の影響のモニタリングや、影響を受けた地域における森林・林業再生への取組が引き続き重要となっている。

このため、以下の3つの戦略課題を設定し、森林の持つ多面的機能を健全に発揮させることで、国内外の森林環境問題の解決や国土強靭化に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】 【困難度：高】：下記ア、イ、ウ記載のとおり。

ア 気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発

森林における温室効果ガスのモニタリングや吸収・排出量算定の改善に資する技術を開発する。また、森林生態系のモニタリングと科学的知見に基づき、森林・林業分野への気候変動の影響をより詳細に評価、予測する手法を開発する。さらに、国内外において、森林の有する多面的機能を活用した気候変動影響の緩和及び影響への適応のための研究開発を推進する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。

【重要度：高】：「農林水産省気候変動適応計画」（平成30年11月改定）では、我が国の気候変動への適応に関する技術や経験を活用して開発途上国への適応の取組を支援することが必要とされ、重要度が高い。

イ 森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発

森林施業等の人為や環境変動が生物多様性に及ぼす影響を解明し、その変化を予測する。また、里山等における生物多様性がもたらす生態系サービスが、持続可能な形で利活用されるための社会的要因を解明する。さらに、森林生物が関係する人獣共通感染症や侵略的外来種等が地域の生物多様性や国民に及ぼす新たなリスクを解明し、リスクを低減させる技術を開発する【困難度：高】。

【困難度：高】：人獣共通感染症や侵略的外来種の制御には、生物学的な基礎研究から社会的要因への対策まで多角的な研究が必要であり、困難度が高い。

ウ 森林保全と防災・減災に向けた研究開発

極端な気象現象が森林域の災害拡大に及ぼすメカニズムを解明し、山地災害や森林気象害の予測、防止及び被害軽減のための技術を高度化する。また、長期観測データベースの整備を進めつつ、森林域における水循環及び物質循環メカニズムを解明し、森林環境の変動や気候変動が水循環や物質循環に与える影響を評価する。さらに、原子力災害で被災した地域の森林・林業の再生を支援するため、森林内の放射性物質に関する調査・研究、森林の利用再開に向けた技術開発等を推進する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。

【重要度：高】：「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）では、森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集等を引き続き行うこととされており、重要度が高い。

（2）森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発

我が国の人造林の多くが本格的な利用期を迎えており、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、風水害に強い森林整備などを進める必要がある。また、クリーンウッド法の施行に伴い、合法性が確認された木材の利用促進が求められている。

一方、山村地域では、若年層を中心とした人口の流出が著しく、過疎化や高齢化が更に進み、所有者が不明な森林の増加や林業労働力の減少のほか、地域経済の低迷といった問題が顕在化している。厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業・木材産業の成長産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図るため、林野庁においては、令和元（2019）年12月に林業イノベーション現場実装推進プログラムが策定され、近未来の林業のあるべき姿が提示されている。また、山村地域の新たな雇用や収入機会を確保するためには、基幹産業たる林業及び木材産業のみならず、地域資源を活かした産業を育成することで、山村経済の内発的な発展を促すことが不可欠である。

以上を踏まえ、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら、安全・安心で豊かな循環型社会を実現するため、また、森林資源の循環利用を通じ、我が国の人造林の若返りを図り、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、以下の4つの戦略課題を設定し、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】 【困難度：高】：下記ア、イ、ウ、エ記載のとおり。

ア 林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発

新たな計測技術や情報技術を用いた森林資源の評価及び計画技術を開発する。高度なセンシング技術等の応用により、造林・育林作業の低コスト化・省力化に資する新技術の開発を行う【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。また、林業における労働安全性と生産性の向上、流通の効率化のために、AI（人工知能）を応用した省力化・自動化に向けた研究開発を行う【困難度：高】。さらに、健康、観光、教育等の分野における森林空間利用が、利用者や山村振興に及ぼす効果について科学的エビデンスを示す。持続可能な木材利用と林業経営の確立、山村振興、新たな木材需要の創出等に資する社会科学的研究を強化する。

【重要度：高】：人工林の本格的な利用期を迎え、主伐後の再造林を確実にする

ため、再造林技術の低コスト化は極めて重要度が高い。

【困難度：高】：労働安全性の向上には、機械開発とともに、作業システムの見直し、労働条件やインフラの整備等多角的な研究が必要であり、困難度が高い。

イ 生物特性を活用した防除技術ときのこ等微生物利用技術の開発

森林に生息する様々な生物の環境に対する反応や相互関係の解明を進め、これらの知見をもとにニホンジカやカシノナガキクイムシ等病虫獣による森林・林業被害を効果的に軽減する技術を開発する【困難度：高】。また、きのこ等の病害虫を防除する技術を高度化する。さらに、菌根性食用きのこなどの安全な特用林産物の生産等の技術開発を行う。

【困難度：高】：ニホンジカの生息域や樹木害虫による被害地域が拡大する中で、人口減少等を考慮した効率の高い対策技術の開発は困難度が高い。

ウ 木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発

大径材の加工・流通システムを開発するとともに、国産早生樹等の材質・加工特性を解明し利活用技術を開発する。また、非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向けた、CLT（直交集成板）の利活用技術や超厚合板等の新たな木質材料を開発する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。さらに、木質材料や木質構造の耐久性、安全性、快適性、環境優位性等に関わる研究開発を推進する。

【重要度：高】：非住宅・中高層建築物等の新分野に向けた利活用技術と木質材料の開発は、木材需要の拡大にとって極めて重要度が高い。

エ 木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発

木質資源を原料とした、セルロースナノファイバー及び改質リグニン等新素材の社会実装を進めるための開発を行う。また、汎用性の高い新たな生分解性素材等を開発し、開発した新素材を低コストで安定的に製造するための技術を開発する【困難度：高】。さらに、木質資源を原料として食や健康に関わる機能性素材等を開発するとともに、木質バイオマスエネルギーを活用するための小規模分散型システムの安定性、効率性及び経済性を高めるための技術開発を行う。

【困難度：高】：木質資源から必要とする成分を分離する際に、品質の安定性、高収率及び低コストを高いレベルで両立させる必要があるため、困難度が高い。

（3）多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

森林資源の充実に伴い主伐が増加する中、森林の多面的機能の維持・増進を図りつつ、持続的な林業経営を確立するためには、優良な品種の開発及びその早期普及が必要となっている。

特に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成20年法律第32号）に規定する特定母樹は、二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の観点からも大きく期待されている。

また、品種の開発から原種苗木（種穂を採取するために必要な母樹となる苗木）の生産及び都道府県等への配布までに長期間を要している現状から、品種開発や原種苗木生産の高速化、効率化を図る必要がある。

さらに、気候変動が生物多様性に及ぼす影響を考慮すると、全国ネットワークを活用した林木遺伝資源の収集・保存がますます重要となっている。

このため、以下の2つの戦略課題を設定し、優良品種の開発、育種基盤の充実、原種苗木の生産及び普及の加速化等を推進する。

【重要度：高】：下記ア、イ記載のとおり。

ア 林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発

再造林の低コスト化、花粉発生源対策、気候変動適応等の社会的、経済的ニーズに対応した優良品種を開発する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。また、品種開発に必要な育種素材等の収集及び保存、ゲノム育種に必要な遺伝子情報の整備等による林木育種基盤の充実を図る。

【重要度：高】：優良品種の開発は、主伐後の確実な再造林の実施、花粉発生源対策及び森林吸収源対策等のために極めて重要度が高い。

イ 林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化

ゲノム編集による育種技術、効率的な形質評価技術、原種苗木の増産技術等を開発する。また、特定母樹を始めとする優良品種の原種苗木の生産体制を強化し、都道府県等に対して計画的に配布する【重要度：高】。これらの目標を中長期目標期間終了時までに達成する。さらに、優良品種の特性表の作成・公表、採種穂園の造成や林木育種等に関する技術指導及び海外の林木育種に対する技術協力を引き続き推進する。

【重要度：高】：優良品種の普及には、都道府県において当該品種の採種穂園を早期に造成する必要があり、そのためには、採種穂園を構成する原種苗木を安定的に供給することが極めて重要度が高い。

2 水源林造成業務

水源林造成業務については、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における役割への期待が高まっていることから、森林所有者、造林者及び市町村等の関係者との連携強化を一層図りつつ、以下のことに取り組む。

（1）事業の重点化

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行い、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備にも取り組む。

また、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。

(2) 事業の実施手法の高度化のための措置

地球温暖化防止や森林資源の循環利用、林業及び木材産業の成長産業化等に資するため、水源林造成業務の実施に当たっては、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や低コスト化など森林整備技術の高度化に取り組むとともに、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給の推進に努める。

(3) 地域との連携

自然災害発生時における被災森林の迅速な復旧を図るとともに、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。

3 森林保険業務

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②各種手続の効率化、③業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④迅速な保険金の支払い、そのための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。なお、保険金の支払いの迅速化に向けた取組により、損害発生通知書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。

(2) 制度の普及と加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の①から③の取組を推進する。

- ① ウェブサイト等の各種広報媒体の活用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。
- ② 関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対して幅広く森林保険を普及する活動を実施する。また、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入促進活動を実施する。
- ③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、森林保険業務の更なる能力の向上を図る。

(3) 引受条件

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。

(4) 内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。

5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化

林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靭化等に向けて、各業務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールドを相互に活用するなど、森林研究・整備機構の強みである業務間の連携を強化し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリー等の植栽試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組む。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

2 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実

施する。

3 業務の電子化

国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。

このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。

第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

1 研究開発業務

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の增收意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。

2 水源林造成業務

適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について448億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。

3 森林保険業務

（1）積立金の規模の妥当性の検証

外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生する

おそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めるることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。

(2) 保険料収入の安定確保に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。

4 特定中山間保全整備事業等

適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について112億円を確実に償還する。

5 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

特に、職員宿舎第1号（杉並区和田）、職員宿舎第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する事項

地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。

施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年11月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。

2 広報活動の促進

新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の

活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。

このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。

3 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営していくよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、P D C Aサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。

このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるよう取り組む。

新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応のためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。

また、コンプライアンス確保のためにP D C Aサイクルの取組の徹底など必要な取組が充分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。

4 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

業務を効率的かつ効果的に推進するため、「人材確保・育成方針」を策定し、職員の適切な配置等を図る。

研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知的財産や情報セキュリティ等に関する高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装化を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との

人的連携の一層の強化を図る。

水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成を図るとともに、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

5 ダイバーシティの推進

テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。

また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。

6 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。

7 情報セキュリティ対策の強化

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

8 環境対策・安全管理の推進

森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。

周辺の森林とあわせた面的な森林整備の推進（水源林造成事業）<公共>

森林の公益的機能を高めに發揮させ、流域保全の取組を強化する観点から、一定の要件を満たす「面的な水源林整備区域」に存する被災リスクの高い標準伐期齢以上の森林を対象として分収造林契約を締結し、既存の水源林造成事業地と一緒に整備する。
なお、整備に当たっては、育成複層林へ誘導するための更新伐からスタートし、新植及び保育を実施する。

事業の対象地

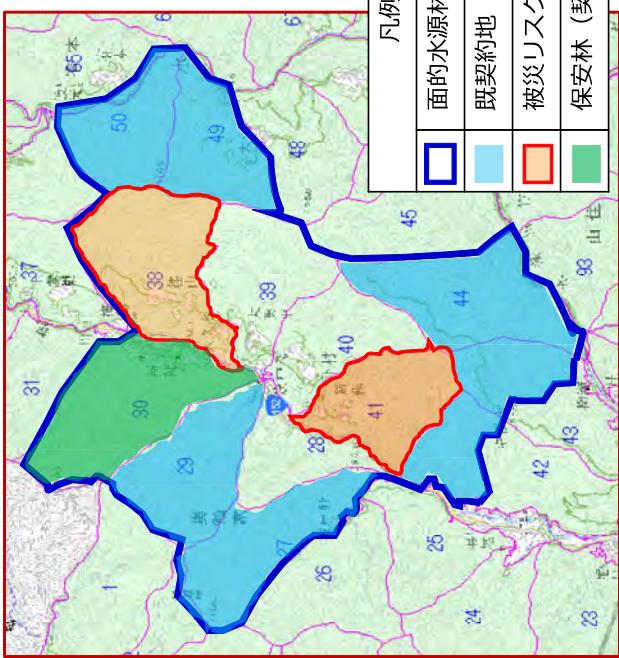
通常の水源林造成事業の要件に加え、次の1～3のすべての要件を満たすこと

- 1 次のすべてに該当する「面的な水源林整備区域」であること
 - ① 区域内の水源林造成事業の既契約地であること
 - ② 区域内のおおむね5割以上が、既契約地又は1～3号保安林※1であること
- 2 次のいずれかに該当する※2被災リスクの高い森林であること
 - ① 収量比数が0.8以上であること
 - ② 形状比が80以上であること
- 3 標準伐期齢以上であること

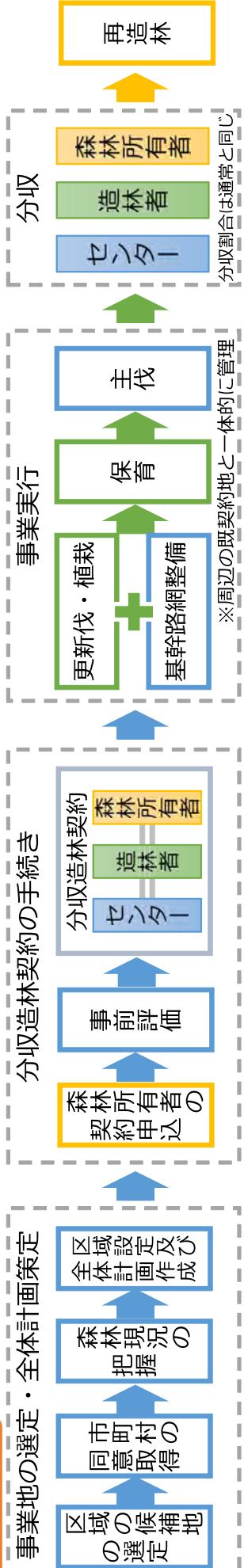
※1 予定地も含む。

※2 5年以内に該当することが見込まれるものも含む。

対象地（イメージ）



事業の流れ



主な実施者 □：センター □：造林者 □：森林所有者

令和4年度 林野関係予算の概要

令和3年12月

区分	3年度 予算額	4年度 概算決定額 A	3年度 補正追加額 B	A+B
				億円
公共事業費 (対前年度比)	1,969	1,972 100.2%	1,019	2,991 151.9%
一般公共事業費 (対前年度比)	1,866	1,869 100.1%	767	2,636 141.2%
治山事業費 (対前年度比)	619	620 100.1%	306	926 149.5%
森林整備事業費 (対前年度比)	1,247	1,248 100.1%	461	1,709 137.1%
災害復旧等事業費 (対前年度比)	103	103 100.6%	252	356 346.0%
非公共事業費 (対前年度比)	1,064	1,013 95.2%	223	1,236 116.1%
合計 (対前年度比)	3,033	2,985 98.4%	1,242	4,227 139.4%

(注)1 林野公共関係予算の総合計は2,700億円(令和4年度当初予算概算決定額として林野公共事業1,869億円、令和3年度補正予算額として林野公共事業767億円のほか、路網の整備・機能強化対策(非公共)64億円(R4当初・R3補正)を措置。)

2 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び農山漁村振興交付金に、林野関係事業を措置している。

3 金額は、関係ベース。デジタル庁計上の政府情報システム予算を含む。

4 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

令和4年度林野関係予算の重点事項

4年度当初予算 2,985億円（3,033億円）
3年度補正予算 1,242億円

(※1) 上記金額は、デジタル庁計上の政府情報システム予算を含む。

(※2) 各事項の下段（）内は、令和3年度当初予算額

1 カーボンニュートラル実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長

【4年度当初】

【3年度補正】

① 森林整備事業<公共>

1,248億円

461億円

(1,247億円)

- カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靭化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林の省力化・低コスト化や、幹線となる林道の開設・改良等を推進

② 治山事業<公共>

620億円

306億円

(619億円)

- 豪雨や豪雪、地震等激甚かつ同時多発化する災害に対応し、国土強靭化を図るため、流域治水と連携した治山対策の強化や、十分な工期確保、施設の機能強化など地域の実情に応じた対策の強化、津波に強い海岸防災林の全国的な整備を推進

③ 農山漁村地域整備交付金<公共>

784億円

(807億円)

- 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

④ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等

（木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策）

116億円

495億円の内数

(122億円)

（デジタル庁計上）

1億円

(1億円)

- カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、川上から川下までの取組を総合的に支援

【4年度当初】

【3年度補正】

ア 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策	5 億円 (一)
・伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」を実現するため、新たな技術の導入による「新しい林業」経営モデルの構築、森林プランナー育成による経営力向上、研修等を通じた労働安全強化対策等の取組を総合的に支援	
イ 林業・木材産業成長産業化促進対策	75 億円 (82億円)
・長期にわたる持続的な林業経営を確立するため、搬出間伐や主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、出荷ロットの大規模化のための共同販売体制の構築、輸入木材の不足への対応も視野に入れた木材加工流通施設、特用林産振興施設や木造公共建築物の整備等を総合的に支援	
ウ 林業イノベーション推進総合対策	9 億円 (9億円)
・I C Tによる資源管理・生産管理を行うスマート林業、早生樹・エリートツリー等の苗木の生産拡大に向けた採種穂園の整備、造林作業の自動化機械や木質系新素材の開発、スマート林業に関する教育等による「林業イノベーション」の取組を支援	(デジタル庁計上) 1 億円 (1億円)
エ 建築用木材供給・利用強化対策	13 億円 (13億円)
・木材利用促進法の改正を踏まえ、都市部における木材利用の強化等のため、建築用木材の利用の実証、大径材活用に向けた技術開発、製材やC L T（直交集成板）等の建築物への利用環境整備等を支援するとともに、引き続き注視が必要な木材需給動向に対応するための需給情報の共有、地域ごとの生産・流通の課題解決の取組等を支援し、建築用木材の供給体制を強化	

【4年度当初】

【3年度補正】

オ 木材需要の創出・輸出力強化対策	4 億円 (5億円)
・非住宅建築物の木質化の効果の検証・発信、木質バイオマスのエネルギー利用のための地域の体制づくり、木材製品の輸出の推進等による木材利用の拡大を支援するとともに、国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供等を実施	
カ カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策	2 億円 (一)
・カーボンニュートラル実現に向け、植樹等の森林づくりや木材利用を国民運動として進めていくため、企業やボランティア団体等とのマッチング、森林空間利用の促進、建築物等での木材利用拡大の機運醸成に係る取組等を展開	
⑤ 木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策 ＜一部公共＞	495 億円
・合板・製材・構造用集成材等の国際競争力を強化するため、加工施設の大規模化・高効率化や輸出向け等の高付加価値品目への転換、路網整備や高性能林業機械の導入、搬出間伐、再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備、木材製品等の輸出促進、非住宅分野の木造化等の推進による木材製品の消費拡大等を支援するとともに、今般の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）への対応として製品の供給力増大のための乾燥施設の能力向上等や、国産の製品等への転換促進等を支援	
⑥ 「緑の人づくり」総合支援対策	(「緑の雇用」新規就業者育成推進事業) 48 億円 (47億円)
・林業への新規就業者の育成・定着に向けた研修、就業前の青年に対する給付金の支給、高校生や社会人を対象としたインターンシップ、現場管理責任者等の育成や技能検定制度の創設、森林経営管理制度を担う技術者の育成等を支援	3 億円

【4年度当初】

【3年度補正】

⑦ 森林・山村多面的機能発揮対策

14億円

(14億円)

- 森林・山村の多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るため、地域の活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の利用、関係人口の拡大を図る取組等を支援

⑧ 花粉発生源対策推進事業

1億円

(1億円)

- 花粉症対策苗木や広葉樹等への植替え、花粉飛散防止剤の実証、花粉飛散量予測の精度向上につながるスギ・ヒノキの雄花の着花状況調査等の取組のほか、これらの成果の普及啓発等を一体的に支援

⑨ シカ等による森林被害緊急対策事業

1億円

(1億円)

- シカ被害を効果的に抑制するため、広域的な捕獲への支援、林業関係者による捕獲効率向上対策の横展開、ＩＣＴ等を活用した新技術等の開発・実証、国有林野における国土保全のための捕獲事業の実施とともに、ノウサギ被害対策の実証を実施

2 防災・減災、国土強靭化と災害復旧等の推進

(1) 防災・減災、国土強靭化の推進

【4年度当初】

【3年度補正】

① 治山施設の設置等による対策<公共>

306億円

- 森林の防災・保水機能を適切に発揮するため、山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の整備等による流木・土石流・山腹崩壊の抑制対策等を実施・支援

② 森林整備による対策<公共>

186億円

- 森林の防災・保水機能を適切に発揮するため、重要なインフラ施設の周辺や氾濫した河川の上流域等での間伐等や、林道の開設・改良等の対策を実施・支援

(2) 令和3年8月の大雨等の災害からの復旧・復興

① 災害復旧等事業<公共>

103億円

252億円

(103億円)

- 被災した治山施設、林道施設等の速やかな復旧等を実施・支援

② 盛土による災害の防止<公共>

- 盛土総点検で確認された危険が想定される盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本とし、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等の実施を支援

※農山漁村地域整備交付金の制度拡充による運用

森林整備事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 124,823（124,663）百万円】
(令和3年度補正予算額 46,100百万円)

<対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靭化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林の省力化・低コスト化や幹線道路の開設・改良等を推進します。

<事業目標>

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

<事業の内容>

1. 間伐や路網整備、再造林等

- ① 新たな森林・林業基本計画等を踏まえ、再造林や間伐の省力化・低コスト化を促進することにより森林整備を推進し、健全な森林を育成します。
- ② 森林資源が充実した区域等において、路網をバランスよく整備します。
- ③ 幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靭化を推進します。
- ④ 老朽化した橋梁等について、集約化のための林道の改良等と併せた撤去を支援します。

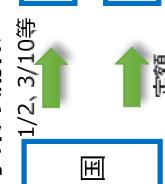
2. 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

- ① 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- ② 重要なインフラ施設周辺の森林整備を支援することで災害の未然防止につなげます。

森林環境保全直接支援事業・特定森林再生事業	25,831	(25,729)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,633	(2,448)	百万円
林業専用道整備事業	523	(563)	百万円
山村強靭化林道整備事業	2,299	(2,500)	百万円
水源林造成事業	25,261	(25,247)	百万円

※ 林道事業において発注・施工時期の平準化を図るために、当初は10箇所程度を導入

<事業の流れ>

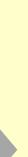


※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

○再造林の省力化・低コスト化を推進

- 植栽本数や下刈り回数の減などによる造林の省力化・低コスト化施業に対する支援を強化



間伐の一層の推進

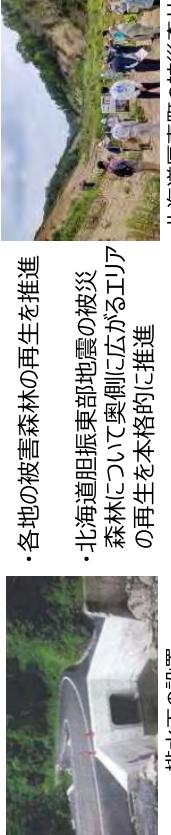


○造林未済地解消対策【水源林造成事業】

奥地水源林の造林未済地※の解消に向けた、土地所有者が造林未済地を市町村等に寄附することを条件に、森林研究・整備機構が分収造林契約により森林を造成※R2までの伐採箇所に限る

○国土強靭化等に向けた対応

- 林道の整備や荒廃森林の再生に向けた間伐等の森林整備を実施



北海道厚真町の被災森林

[お問い合わせ先] 林野庁整備課 (03-6744-2303)

○ 市町村等との連携による造林未済地解消対策（水源林造成事業（R4拡充））

<事業の目的>

主伐後に再造林が行われず放置され造林未済地となっている林地が増加しており、水源涵養機能に加えて、2050年カーボンニュートラルに向けたCO₂吸収源としての機能も大きく損なわれているため、重要流域等（既存事業の契約対象区域と同一）の造林未済地において、市町村等（市町村、都道府県森林組合連合会又は森林組合に限る。）と森林研究・整備機構（森林整備センター）とが連携し、水源林造成事業により解消を進める。

<事業の仕組み>

令和2年度末までに伐採された箇所において、土地所有者が市町村等に寄附することを条件に、分収造林契約方式に基づいて、森林整備センターが長期的に森林整備を実施する。

1 事業の仕組み

分収造林契約の締結



2 主な要件等

対象地	水源かん養保安林、水源涵養の目的を兼備する土砂崩壊防備保安林のいすれか（予定地でも可。）
位置	次のいずれかに該当すること。 ①2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域 ②ダム、水道施設（簡易水道を含む。）、農業用水施設の上流域、下流の漁場や養殖場の水質を保全する必要がある区域等
林況	造林未済地（R2年度末までの伐採箇所に限る。）
面積規模	5ha以上 (造林未済地が5ha未満であっても、通常の水源林造成事業予定地と合わせて5ha以上となるれば可。また、飛び地でも一団地として併括管理可能であれば可。)
土地所有者※	市町村、都道府県森林組合連合会又は森林組合のいすれか（寄附を受けたものに限る。贈入は対象外。）

※土地所有者は林業事業体を兼ねて契約することも可能

- ①土地所有者が市町村等に造林未済地を寄附し、所有権を手放すことで長期安定的な所有形態に移行。
- ②小規模分散的な森林を集約して新たな土地所有者、林業事業体及び森林整備センターによる分収造林契約を締結。
- ③森林整備センターが費用の負担と技術指導等を行つて森林を造成し、主伐時等は分収造林契約に定めた割合で収益を分配。

治山事業 <公共>

【令和4年度予算概算決定額 62,027（61,948）百万円】
（令和3年度補正予算額 30,600百万円）

<対策のポイント>

地域の安全・安心の確保のため、流域治水プロジェクトと連携した流域保全対応の治山対策の強化や自治体・事業体の負担軽減等を通じた同時多発化する山地災害への機動力の向上、東日本大震災からの復興の取組成果を踏まえた津波に強い海岸防災林の全国的な整備を推進します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約56.2千集落「平成30年度」→約58.6千集落「令和5年度」）

<事業の内容>

1. 流域治水プロジェクトの推進に向けた治山対策の強化

- 流域保全上重要な森林を対象に、**保安林整備と組み合わせた筋工・柵工の面的配置による保水機能の向上**を推進するとともに、対策効果の検証についても支援します。

併せて、国土交通省と連携した流木対策を強化します。

2. 同時多発化する災害への機動力の向上

- ① 災害の同時多発化や難工事の増加を踏まえ、円滑な復旧や事業の扱い手の負担軽減のため十分な工期確保を推進します。（当初ゼロ国制度の導入）
- ② 都市近郊部等における予防対策の効率化のため、既存治山施設の機能強化対策にかかる**支援を強化します**。
- ③ 極端な豪雪に伴うなだれ被害から集落等を守るため、なだれ危険地の調査・点検への**支援を拡充し、集落全体のなだれ対策を推進します**。
- ④ 気候変動に伴う豪雨の激化を踏まえた治山対策を推進するため、山地災害危険地区調査にかかる**支援の対象エリアを拡大します**。

3. 津波に強い海岸防災林の全国的な整備

- ① 津波に強い海岸防災林を整備する場合の保育管理にかかる**支援を強化し、東日本大震災の被災地を含めた全国展開を推進します**。
- ② このほか、津波からの確実な避難等に資するため、沿岸部における**治山対策の支援を強化します**。

<事業の流れ>

1/2等

都道府県

抵抗性樹種への改植

生育状況調査

生産量確保

※ 国有林や民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

[お問い合わせ先] 林野庁治山課（03-6744-2308）



保安林整備と簡易施設の設置による土壤の保全



機能低下森林における豪雨時の表面浸食状況（保水機能の低下）

表面前面開墾対策（山地保水力の向上）



集落全体におけるなだれ対策の強化

既存治山ダムの付加等による効率化



保育管理にかけても同補助率(1/2等)で支援



生育基盤の造成



抵抗性樹種への改植



生育状況調査

生産量確保

農山漁村地域整備交付金<公共>

【令和4年度予算概算決定額 78,398（80,725）百万円】

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）[令和5年度まで]）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量（20.7億m³）[令和5年度まで]
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%）[令和7年度まで]

<事業の内容>

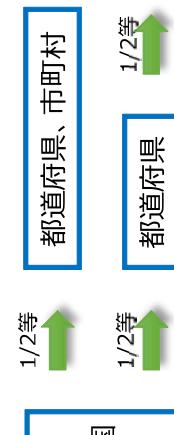
<事業イメージ>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

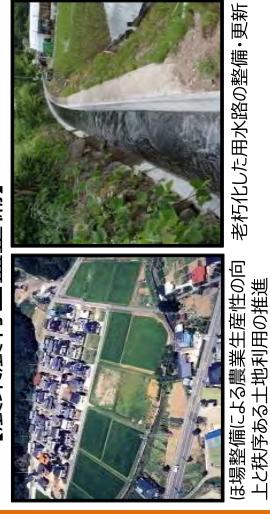
- ※ この他、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<交付金を活用した事業例>

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



漁業(作業の効率化と安全対策のための漁港整備)（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



津波・高潮対策としての水門整備
防たため海岸堤防の整備を推進

[お問い合わせ先]

- (農業農村分野) 農山村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
- (森林分野) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
- (水産分野) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和4年度予算概算決定額 11,563（12,239）百万円】
【令和4年度予算概算決定額（デジタル庁計上） 93（74）百万円】
(令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数、デジタル庁計上22百万円)

＜対策のポイント＞

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、「新しい林業」経営モデルの構築、路網の整備、間伐や再造林、木材加工流通施設の整備、「林業イノベーション」の推進、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和2年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

＜事業の全体像＞

「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

〔 経営力の向上及び労働安全対策の強化 〕

- ・伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」経営モデルの構築
- ・森林プランナーによる経営力向上
- ・研修等を通じた労働安全の強化対策
- ・都市部における木材利用の強化
- ・製材やCLT等の建築物への利用環境整備
- ・引き続き不透明な木材需給動向に対応するための需給情報の共有、建築用木材の安定的・効率的な供給体制の強化
- ・住宅建築物への木材の利用効果の実証
- ・地域の輸出体制づくり、企業間連携による輸出の促進
- ・国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供 等

林業・木材産業成長産業化促進対策

〔 川上から川下まで連携した取組を総合的に支援 〕

- ・路網の整備・機能強化
- ・主伐・再造林の一貫施業
- ・コンテナ苗生産基盤施設の整備
- ・搬出間伐
- ・高性能林業機械の導入
- ・マーケティング力の強化 等
- ・地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援
- ・林業成長産業化地域創出モデル事業

林業イノベーション推進総合対策

〔 新技術を活用した「林業イノベーション」の推進 〕

- ・技術開発方針の企画
- ・産学官のプラットフォームにおける異分野技術等の導入
- ・開発技術の実装
- ・レーザー計測等による森林資源のデジタル化
- ・エリートツリー等の採種園の整備
- ・低コスト造材技術の活用推進
- ・ICT等を活用する高度技術者育成 等

林業・木材産業金融対策

- ・意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化

木材の安定供給・利用拡大

木材需要の創出・輸出力強化対策

- ・非住宅建築物への木材の利用効果の実証
- ・地域の輸出体制づくり、企業間連携による輸出の促進
- ・国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供 等

カーボンニュートラル実現に向けた 国民運動展開対策

〔 国民参加の森林づくりや木材利用の促進 〕

- ・国民の幅広い参画による植樹等の森林づくりの推進
- ・多様な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進
- ・官民連携による木材利用拡大の機運醸成 等

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

【令和4年度予算概算決定額 524（-）百万円】

＜対策のポイント＞

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向け、林業経営体がエリートツリー等新たな技術の導入により、収益性の向上を図り、経営レベルで「伐って・使って・植える」を実現できるよう「新しい林業」の経営モデルを構築します。また、森林プランナー育成による経営力向上及び労働安全強化対策等の取組を支援し、「長期にわたる持続的な経営」を担う林業経営体の育成を図ります。

＜政策目標＞

○ 主伐の林業生産性向上（5割向上〔令和12年まで〕） ○ 労働安全の向上（死傷年千人率5割削減〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 「新しい林業」経営モデル構築

① 経営モデル実証事業

新たな技術の導入による伐採・造林の省力化や、ICTを活用した需要に応じた木材生産・販売など、林業収益性等の向上につながる経営モデルの実証、②の成果も含めた「新しい林業」経営モデルの構築・普及の取組を支援します。
34（-）百万円
国有林活用型生産・造林モデル実証事業
新たな生産・造林方法の導入を行いやすい国有林の特性を活かし、生産・造林の効率化技術等を実証します。

「新しい林業」経営モデル構築事業

経営モデルの実証



＜事業イメージ＞

経営モデルの構築・普及



2. 「新しい林業」経営支援事業

① 森林プランナー育成対策

再造林や立木価値の向上などを通じた持続的な経営を担う森林プランナーの育成の取組を支援し、林業経営体の経営力の向上を図ります。
51（-）百万円
森林プランナー育成対策

② ICT技術活用促進事業

ICT生産管理システム標準仕様書に準拠したスマート林業技術関連ソフト等の導入により、生産管理の効率化を支援します。
40（-）百万円
ICT技術活用促進事業

③ 林業労働安全強化対策

死傷年千人率の半減に向け、労働安全活動の促進や研修の実施、作業安全規範の普及の取組を支援します。
100（-）百万円
林業労働安全強化対策

＜事業の流れ＞

事業の流れ

5 - 75

経営モデルの構築事業

経営モデルの普及事業



関連施策

① 森林ワーカー育成対策



高性能林業機械導入支援
再造林の推進

② ICT技術活用促進事業



最新装置を使用した研修

③ 林業労働安全強化対策



森林プランナー育成研修

〔お問い合わせ先〕
（1①、2①③の事業）林野庁経営課
（03-3502-1629）
（1②の事業）業務課
（03-6744-2326）
（2②の事業）計画課
（03-6744-2339）

※ 1②の事業は、国有林において直轄で実施

定額 1/2

民間団体等

（1①、2①③の事業）

都道府県

（2②の事業）

国

1/2

林業経営体等

（2②の事業）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

林業・木材産業成長産業化促進対策

[令和4年度予算概算決定額 7,510（8,185）百万円]
(令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数)

<対策のポイント>

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コシテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和2年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 持続的林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコシテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、専用林産振興施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

<事業の流れ>

定額（1/2, 1/3以内等）等
→ 都道府県
→ 林業経営体等
（1、2の事業、3の事業の一部）

委託
（3の事業の一部）

* 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）



川上から川下までの連携による木材の安定供給や流通コストの削減を図り、生産流通構造改革を推進

木材産業等競争力強化対策

木材加工流通施設等の整備
・需要者ニーズに対応した木製製品の安定的・効率的な供給体制を構築（改正木材利用促進法に基づく協定継結事業者や急な需要動向の変化に応じて供給力を強化を図る施設整備を優先的に支援）

木質バイオマス利用促進施設の整備
・地域連携の下で熱利利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援

特用林産振興施設等の整備
・地域経済で重要な役割を果たすこのほど場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

木造公共建築物等の整備
・製材やCCL等の活用など木材利用のモビリ性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援（改正木材利用促進法に基づく協定継結者を優先的に支援）

森林成長産業化地或創出モデル事業
・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
・山村地域の防災・減災対策
・森林資源保全対策（鳥獣害・病害虫対策等）

林業成長産業化地或創出モデル事業
・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
・山村地域の防災・減災対策
・森林資源保全対策（鳥獣害・病害虫対策等）

[お問い合わせ先] 林野庁計画課（03-6744-2300）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業イノベーション現場実装推進総合対策

【令和4年度予算概算決定額 889（893）百万円】
【令和3年度予算概算決定額（デジタル庁計上）93（74）百万円】
(令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数)

<対策のポイント>

林業イノベーション現場実装プログラムの実現のため、造林作業の自動化機械や木質系新素材等の開発・実証、スマート林業や森林資源デジタル管理の推進、早生樹・エリートツリー等の苗木の生産拡大に向けた採種施設の整備、スマート林業」や低コスト造林モデルの導入（全都道府県「令和6年度まで」）
森林施業の効率化・高度な木材生産等を可能とする「スマート林業」や環境整備を行います。

<事業目標>

- 自動化等の機能を持った高性能林業機械等の実用化（8件「令和7年度まで」）
- 森林施業の効率化・高度な木材生産等を可能とする「スマート林業」や低コスト造林モデルの導入（全都道府県「令和6年度まで」）

<事業の内容>

1. 技術開発方針の企画
産学官のプラットフォームを設置し、異分野技術等の導入の取組を支援します。

2. 戰略的技術開発・実証
① 戰略的技術開発・実証事業
林業機械の自動化、木質系新素材等の戦略的案件の開発・実証を支援します。
② 森林情報オーブン化推進対策
森林資源情報等のオープン化に向けた最適手法の検討を実施します。

③ 林野火災発生リスク評価対策
林野火災発生危険度予測システムの構築と普及方策の検討を実施します。

3. 対策の実装・環境整備

① スマート林業構築推進事業
ICT等先端技術を現場レベルで活用する実践的取組を支援します。

② 国有林林業イノベーション技術構築事業
国有林の森林資源データに関する成長予測の精度向上や利活用を推進します。

③ 森林資源デジタル管理推進対策
レーザ計測等による森林資源・境界情報のデジタル化等を支援します。

④ 早生樹等優良種苗生産推進対策
造林事業での低コスト技術やリモートセンシング技術の活用等を支援します。

⑤ 先進的造林技術推進事業
造林事業での低コスト技術やリモートセンシング技術の活用等を支援します。

⑥ 木材生産高度技術者育成対策
ICT等を活用した森林整備・路網作設ができる高度技術者等の育成を実施します。

4. お問い合わせ先

（1、2①③、3⑥の事業）林野庁研究指導課 (03-3501-5025)

（2②、3①③の事業）計画課 (03-6744-2339)

（3④⑤の事業）整備課 (03-3502-8065)

（3④⑤の事業）経営企画課 (03-3502-1027)

（1、2の事業、3①④⑥の事業）民間団体等

※国有林においては、直轄で実施

（3②の事業）

5. 事業の流れ

定額、1/2 都道府県 (3③④⑤の事業の一部)

定額、1/2 市町村 (3③④⑤の事業の一部)

定額、1/2 都道府県 (3③④⑤の事業の一部)

委託、定額 民間団体等 (1、2の事業、3①④⑥の事業の一部)

※国有林においては、直轄で実施

（3②の事業）

国

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 建築用木材供給・利用強化対策

【令和4年度予算概算決定額 1,257（1,251）百万円】
（令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数）

＜対策のポイント＞

都市部における木材利用の強化等を図るため、建築用木材の利用の実証への支援や大径材活用への技術開発等への支援、製材やCLT（直交集成板）・LVL（単板積層材）等の建築物への利用環境整備への支援を行います。あわせて、川上から川下までの需給情報の共有を図ることも、地域ごとの生産・流通における課題を解決するための独自の取組を支援し、建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都市の木材利用促進総合対策事業

都市部における建築用木材（木質耐火部材等を含む）の利用実証において、改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援します。また、大径材活用も踏まえた地域による設計合理化等の技術開発・普及や強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発・大学等と連携した普及を支援します。さらに、川上から川下までが連携した顔の見える木材を使用した構造材、内装材、家具・建具等の普及啓発や、製材工場等の品目のバリエーションの充実に資する取組を支援します。

376（330）百万円
CLTを用いた建築や街づくり等への実証
CLTを活用した街づくりの実証
都市の木造化に向けた取組
LVL被覆
1時間耐火柱
木材のデータ収集

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

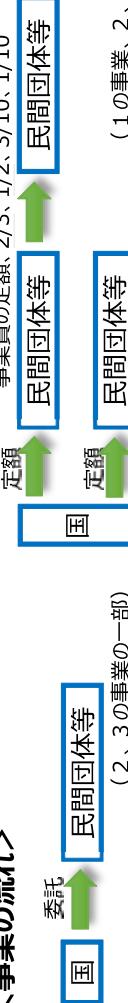
CLT製造企業との連携構築のためのモデル的な建築実証メニューを追加し、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援します。また、CLT等の土木分野への利用や設計の容易化、製材やCLT等の品質確保等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。さらに、BIMを活用した設計、施工手法等の品質確保に向け、設計や資料調達における課題の抽出等を行います。※ BIM(Building Information Modeling)…コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

775（721）百万円
建築用木材の開発
木材のデータ収集

CLT製造企業との連携構築のためのモデル的な建築実証メニューを追加し、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援します。また、建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化するため、川上から川下までの生産・流通における地域ごとの多様な課題を解決していくための独自の取組を支援します。

また、作業安全推進運動の全国的な展開、木材加工施設等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



マーケットにおける安定供給体制強化促進
【お問い合わせ先】林野庁木材産業課（03-3502-8062）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

木材需要の創出・輸出力強化対策（令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数、デジタル庁計上22百万円）

<対策のポイント>

非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の推進等による木材需要の拡大を支援するとともに、国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³「令和2年度」）→42百万m³「令和12年度まで」）

<事業の内容>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業 96（-）百万円

非住宅建築物の木質化による利用者の生産性向上等木の効果を実証する取組※、地域への専門家派遣等による技術的支援※等の取組を支援します。

※ 改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援



2. 「地域内エコシステム」推進事業 210（240）百万円

木質バイオマスの熱利用を行う「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成、技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 75（-）百万円

産地協議会の設置や運営などによる地域による体制づくり、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、海外で設計・施工を行う技術者の育成を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及・促進事業 39（51）百万円

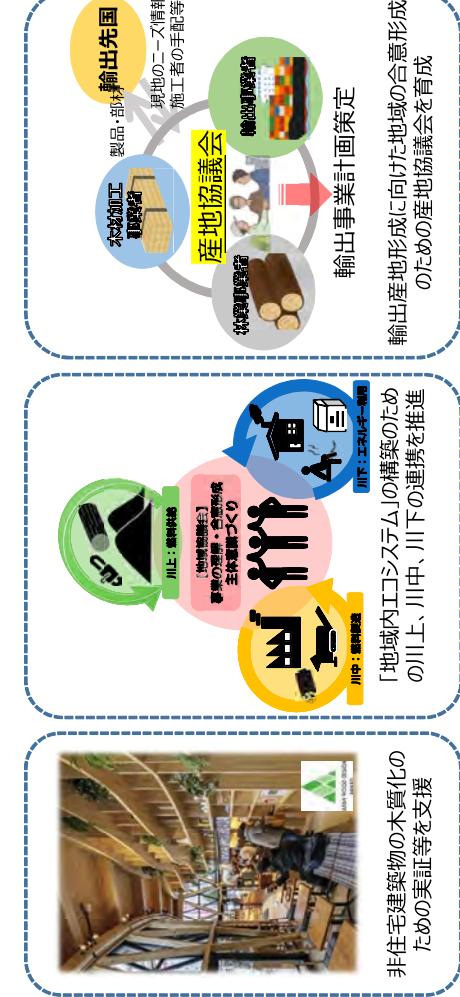
木材関連事業者の登録を推進するため、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。また、国別・地域別の合法伐採木材関係情報提供を提

供します。

5. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業 22（22）百万円

特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化に向けた実証、需要拡大と担い手確保を一體的に行う取組等を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(1～4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(5の事業) 経営課 (03-3502-8059)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

[令和4年度予算概算決定額 212（-）百万円]

<対策のポイント>

国民の幅広い参画による植樹等の森林づくりの推進、森林空間利用の促進、建築物等での木材利用拡大の機運醸成を図り、身近な木材利用やエシカル消費等を普及啓発する「木づかいい運動」の促進等の取組を支援し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長とともにカーボンニュートラルの実現に貢献します。

<政策目標>

- 国民参加による植樹の推進（1億本「令和12年度まで」）
- 国産材の供給・利用量の増加（31百万m³「令和2年度」→42百万m³「令和12年度まで」）

<事業の内容>

1. 国民参加の植樹等の推進

- ① **国民参加による植樹等の推進対策**
36（-）百万円
森林づくりを行いたい企業等と植栽場所のマッチング、コーディネート等を行なうサポート体制構築を支援します。

2. 全国規模の緑化運動の促進

- ② **全国植樹祭、全国育樹祭等の全国規模の緑化行事の開催等を支援します。**
32（-）百万円

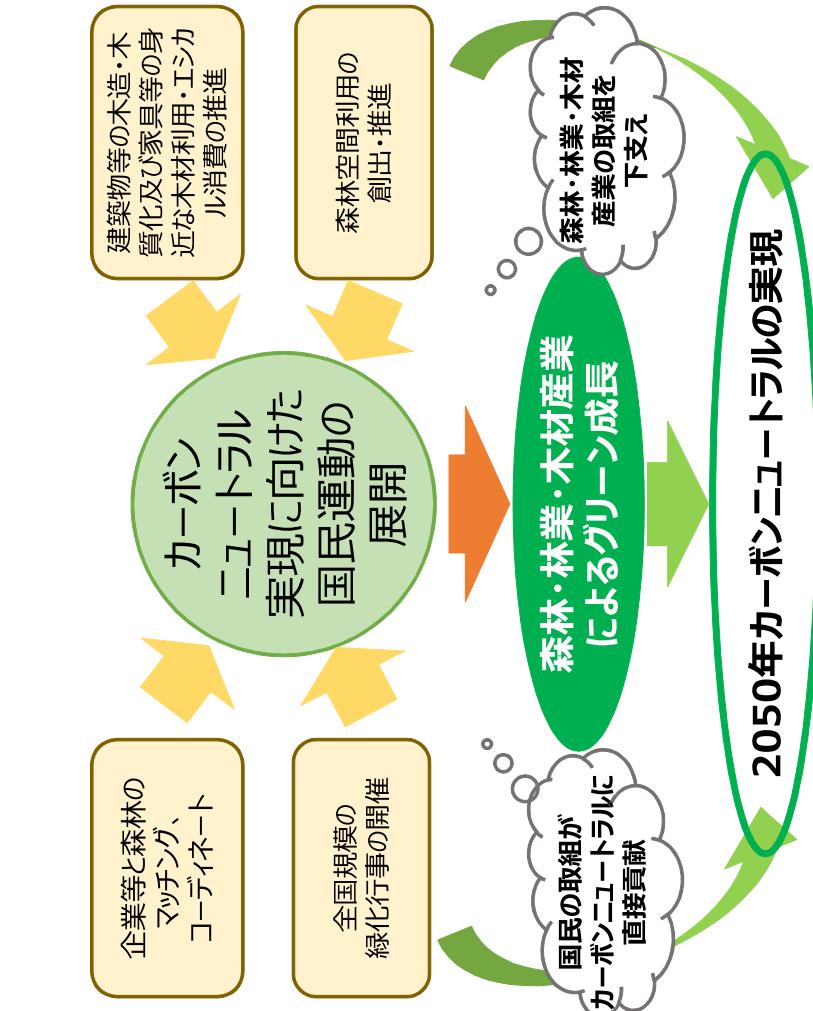
3. 新たな森林空間利用創出対策

- ③ **多様な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進、「日本美しの森 お薦め国有林」での観光利用を推進する環境整備等を実施します。**
50（-）百万円

2. 「木づかいい運動」の促進

- ④ **建築物等での木材利用拡大の機運を醸成するためのメディア活用やシンポジウム等による情報発信、身近な木材利用やエシカル消費による地域材の選択的購入を進めるとともに、カーボンニュートラルに貢献する活動を支援します。**
94（-）百万円

<事業イメージ>



<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

[お問い合わせ先] (1の事業) 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)
(2の事業) 木材利用課 (03-6744-2298)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

林業・木材産業金融対策 【令和4年度予算概算決定額 729（1,020）百万円】

<対策のポイント>

森林・林業・木材産業によるグリーン成長及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化等を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和2年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 林業施設整備等利子助成事業

289（389）百万円

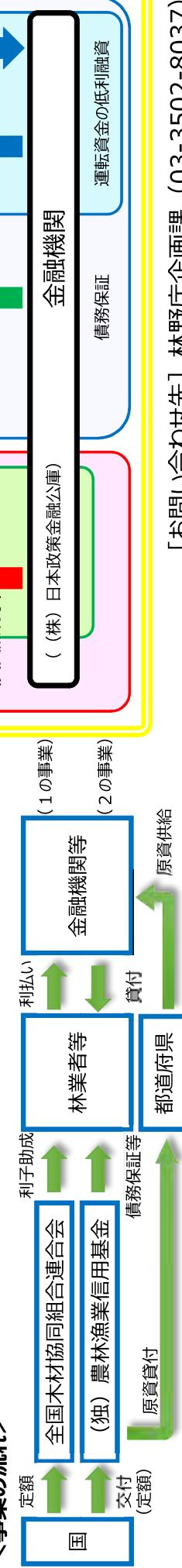
- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業経営者や自然災害の被害を受けた林業経営者等が（株）日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者が2の事業を活用して償還負担の軽減を目的とした資金を民間金融機関から借換えを行う場合、**最大2%・最長10年間（借換えの場合は5年間）の利子助成を行います。**

2. 林業信用保証事業

440（631）百万円

- （独）農林漁業信用基金に対して以下の経費（新型コロナウイルス感染症対策分を含む）を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
 - 信用基金の財務基盤や保証料率の維持等を図るために必要な経費
 - 重大な災害からの復旧、木安法に基づく計画の実施、事業承継・創業等に債務保証を利用する場合、債務保証に係る保証料を実質免除するためには必要な経費
 - 経営合理化等に必要な運転資金の低利融資制度の実施に必要な経費
 - 林業経営者に対する経営改善発達に係る助言等の実施に必要な経費

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 林野庁企画課（03-3502-8037）

木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策 <一部公共> 【お問い合わせ先一覧】

事業	林野庁担当課	電話番号
1. 木材産業国際競争力強化対策 等のうち、		
①木材産業の輸出促進・体質強化対策	木材産業課	03-6744-2290
②原木の低コスト安定供給対策	路網整備、間伐材生産、造林、コントラ苗生産基盤施設等の整備 高性能林業機械等の整備	整備課 経営課
2. 木材製品等の輸出支援対策 等のうち、		
林業経営体・林業労働力強化対策	林業経営に関する研修、労働安全衛生装備・装置の導入・研修等	経営課
木材製品等の輸出支援対策	輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証	木材産業課
	木材製品の海外販路構築に向けた重点プロモーション活動、輸出先国の市場規模・規格規制等調査等	木材利用課
	特用林産物の輸出促進に向けた輸出先国調査、販売促進活動	経営課
	合法性確認の定着実態調査、合法性確認システムの構築に向けた調査等	木材利用課
3. 木材製品の消費拡大対策 等のうち、		
木材製品の消費拡大対策	CLT建築実証事業、CLT等木質建築部材技術開発・普及事業、JAS構造材実証・転換実証支援事業 非住宅及び住宅の外構部の木質化	木材産業課 木材利用課
林業分野における新技術推進対策	伐採等の自動化・遠隔操作技術の導入・実証、異分野技術の導入・実証 低コスト造林モデルの普及・促進	研究指導課 整備課
(全般について)		計画課
		03-6744-2300

「緑の人づくり」総合支援対策

[令和4年度予算概算決定額 4,810（4,658）百万円]
(令和3年度補正予算額 283百万円)

<対策のポイント>

林業への新規就業者の確保・育成、就業前の青年に対する給付金の支給、高校生や社会人へのインターンシップ等の実施、キャリアアップ等による定着化を促進するとともに、森林経営管理制度の運用に当たつて市町村への指導・助言を行える技術者の養成等に取り組みます。

<事業目標>

- 新規就業者の確保（1,200人「令和4年度」）
- 労働安全の向上（死傷年千人率 5割削減「令和12年まで」）
- 森林経営管理制度の支援を行える技術者の育成（1,000人「令和5年度まで」）

<事業の内容>

1. 森林・林業新規就業支援対策

① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,009（4,183）百万円
就業ガイダンスや林業作業土研修、造林作業者の育成、山間部での定着に向けた導入研修等に必要な経費を支援します。

※ 令和3年度補正予算においても就業時のマッチングやトライアル雇用等を支援。

② 緑の青年就業準備給付金事業 444（413）百万円
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林业経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

③ 未来の林業を支える林業後継者養成事業 23（20）百万円
高校生や社会人が森林作業を実践的に学ぶインターンシップ等の実施、林業グループの育成、山村地域で森林・林業を支える女性の活躍等を支援します。

2. 現場技能者キャリアアップ対策

292（-）百万円
林業従事者の定着化促進に向け、統括現場管理責任者等の育成や技能検定制度の創設を支援します。

④ 42（41）百万円
森林経営管理制度を円滑に運用できるよう、市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成するとともに、全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供します。

3. 森林経営管理制度推進事業

森林経営管理制度を運用できるよう、市町村等に提供する技術者を養成する研修に取り組みます。

<事業イメージ>

1. 新規就業者等の確保・育成

就業ガイダンスの開催、トライアル雇用

林業大学校等で学ぶ青年への給付金の支給
(最大155万円／年・人 最長2年支給)

※ 就業時のマッチングを支援

造林作業者の育成
を図る多技能化研修

※ 女性活躍への支援

技能検定制度の創設支援
技能評価試験の試行的な運用を支援

3. 森林経営管理制度推進事業

市町村を指導できる技術者を養成する研修の実施



地域の森林・林業行政の権限を構築

（03-3502-1629）

森林経営管理制度に関する意見・アドバイスを

（03-3502-5721）

森林利用課（03-6744-2126）

フォレ斯特マネージャー（統括現場管理責任者）研修

（1①、②、2の事業）林野庁経営課

（1②の事業）研究指導課

（1③の事業）（3の事業）

森林経営管理制度推進事業

（1①、②の事業）林業経営課

（1③の事業）給付対象者

民間団体等

（1①、2の事業）都道府県等

（1②の事業）民間団体等

（1③の事業）民間団体等

国

（3の事業）委託

森林・山村多面的機能発揮対策

【令和4年度予算概算決定額 1,363（1,404）百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともにに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割「令和8年度まで」）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

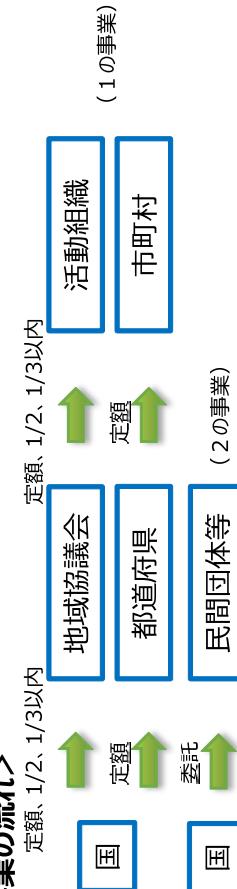
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,349（1,393）百万円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。
- * 荒廃農地の林地化に係る森林管理を行う場合は、新たに優先的に支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 14（11）百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー

森林資源利用タイプ

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動

最大12万円/ha

侵入竹の伐採・除去活動

最大28.5万円/ha

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

サイドメニュー

- ・路網の補修・機能強化等
- ・機材及び資材の整備

・関係人口の創出・維持等の活動

活動組織への支援等

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施

評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

[お問い合わせ先] 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

花粉発生源対策推進事業

【令和4年度予算概算決定額 109（107）百万円】

<対策のポイント>

花粉症対策苗木等への植替えの支援、花粉飛散防止剤の早期実用化に向けた実証試験、スギ雄花の着花状況等の調査、花粉症対策品種の円滑な生産支援等を進めるとともに、これらの対策の強化、普及啓発等を一体的に実施し、総合的に花粉発生源対策を進めます。

<事業目標>

スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合の増加（約5割「令和元年度」→約7割「令和14年度まで」）

<事業の内容>

1. 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及
花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果の普及等を支援します。

2. 花粉の少ない森林への転換促進
① 花粉症対策苗木等への植替え促進
花粉を飛散させるスギ・ヒノキ林の花粉症対策苗木や広葉樹等への植替えを促すため、素材生産業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。

② 花粉症対策品種の円滑な生産支援
少花粉ヒノキのミニチュア採種園の管理に係る技術的指導を支援します。

3. 花粉飛散防止剤早期実用化促進
花粉飛散防止剤の早期実用化を図るため、より効果的・低コストな花粉飛散防止剤の空中散布技術の確立、ヒノキ花粉にも有効な花粉飛散防止剤の開発等を支援します。

4. スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進
スギ雄花の着花状況等の調査、ヒノキ雄花の観測精度向上のための調査手法の開発を支援します。

<事業イメージ>	
1. 純合的な花粉発生源対策の強化及び普及 花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果の普及等を支援します。	花粉の少ない森林への転換促進 ・素材生産業者等が行う森林所有者への花粉症対策苗木や広葉樹等への植替えの働きかけ ・伐つて花粉の少ない森林づくりをしまいよ。 いいね！
2. 花粉の少ない森林への転換促進 ① 花粉症対策苗木等への植替え促進 花粉を飛散させるスギ・ヒノキ林の花粉症対策苗木や広葉樹等への植替えを促すため、素材生産業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。	53（60）百万円 ・より効果的・低コストなスギ花粉飛散防止剤の空中散布技術の確立、空中散布技術の開発、試行的な着花状況調査の実施 ・ドローンの活用等による効率的かつ高精度な着花量推定手法の開発 ・スギだけでなく、ヒノキ花粉にも有効な花粉飛散防止剤の開発
3. 花粉飛散防止剤早期実用化促進 花粉飛散防止剤の早期実用化を図るため、より効果的・低コストな花粉飛散防止剤の空中散布技術の確立、ヒノキ花粉にも有効な花粉飛散防止剤の開発等を支援します。	34（25）百万円 ・少花粉ヒノキミニチュア採種園の管理技術の指導
4. スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進 スギ雄花の着花状況等の調査、ヒノキ雄花の観測精度向上のための調査手法の開発を支援します。	13（13）百万円 ・スギ雄花の着花量の調査 ・ヒノキ雄花の着花状況等の調査 ・スギ雄花の着花状況等の調査 ・ヒノキ雄花の観測技術の開発、試行的な着花状況調査の実施 ・ドローンの活用等による効率的かつ高精度な着花量推定手法の開発 ・スギだけではなく、ヒノキ花粉にも有効な花粉飛散防止剤の開発

取組成績等情報の集約、一體的に普及啓発

総合的な花粉発生源対策成果、特色ある地域の植替促進取組等の情報収集及び発信
・上記の取組状況や調査成果、特色ある地域の植替促進取組等の情報収集及び発信

民間団体等

正額

国

<事業の流れ>

[お問い合わせ先] 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)

森林病害虫等被害対策事業

【令和4年度予算概算決定額 714（696）百万円】

<対策のポイント>

森林病害虫等による被害の抑制に向け、ドローンを活用した効果的な被害対策の実施・検証を行うとともに、引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の命令による防除対策等を推進します。

<事業目標>

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制 「令和7年度まで」

<事業の内容>

1. 森林害虫駆除事業委託

○ 東北地方等における松くい虫被害の拡大の防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等を実施します。

2. 森林病害虫等防除損失補償金

○ 農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額及び薬剤による防除等を行なうのに通常要すべき費用等を補償します。

3. 森林病害虫等防除事業費補助金

① 従来被害の無かつた地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策の取組を支援します。

② 薬剤の樹幹注入による予防措置等、環境に配慮した松林保全対策の取組を支援します。

③ せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策及びナラ枯れ被害対策の取組を支援します。

4. 森林病害虫等被害対策強化・促進事業

① 被害先端地の被害木の見逃しを防止し、駆除を徹底するため、複数の波長帯を観測できるカメラを備えたドローンを用いて松くい虫被害木の把握・判定を実施し、ドローンによる被害木探査マニュアルの作成に向けた取組を支援します。

② 薬剤散布の効果を高めるためのきめ細かな散布技術の確立に向け、ドローンによる薬剤散布方法の実証、地上散布とのコストの比較検証等を実施し、ドローンによる薬剤散布に係るガイドラインの策定に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

188（184）百万円

○ 東北地方等における松くい虫被害の拡大の防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等を実施します。

2（2）百万円

○ 農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額及び薬剤による防除等を行なうのに通常要すべき費用等を補償します。

507（493）百万円

① 従来被害の無かつた地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策の取組を支援します。

② 薬剤の樹幹注入による予防措置等、環境に配慮した松林保全対策の取組を支援します。

③ せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策及びナラ枯れ被害対策の取組を支援します。

17（18）百万円

① 被害先端地の被害木の見逃しを防止し、駆除を徹底するため、複数の波長帯を観測できるカメラを備えたドローンを用いて松くい虫被害木の把握・判定を実施し、ドローンによる被害木探査マニュアルの作成に向けた取組を支援します。

② 薬剤散布の効果を高めるためのきめ細かな散布技術の確立に向け、ドローンによる薬剤散布方法の実証、地上散布とのコストの比較検証等を実施し、ドローンによる薬剤散布に係るガイドラインの策定に向けた取組を支援します。

効果的な被害防止対策に活用



薬剤の樹幹幹注入



薬剤のヘリ空中散布



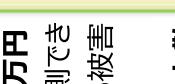
薬剤の地上散布



焼却処理



くん蒸処理



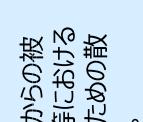
破碎処理



薬剤散布



空中探査



[お問い合わせ先] 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)

シカ等による森林被害緊急対策事業

【令和4年度予算概算決定額 136（129）百万円】

＜対策のポイント＞

シカ被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な予防的捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策の成果の横展開を図ります。また、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施するとともに、国有林野内のシカ被害が深刻な奥地天然林や複数の都道府県にまたがる地域において国土保全のためのシカ捕獲事業を拡充して実施します。あわせて、近年顕在化しつつあるノウサギ食害の深刻化を防ぐため、対策の実証検討を行います。

＜事業目標＞

鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合〔対前年度以上〕

＜事業の内容＞

1. シカ広域捕獲支援事業

- 複数の市町村にまたがる森林域で予防的に実施する広域捕獲を推進するために、
生息調査や捕獲戦術の策定等を支援します。

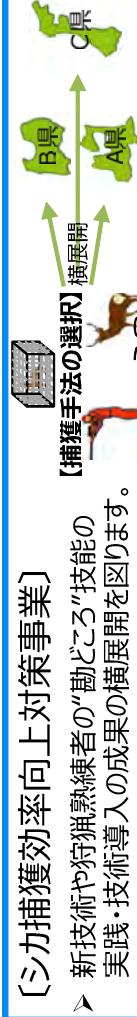
＜事業イメージ＞



2. シカ捕獲効率向上対策事業

- 林業関係者による捕獲効率向上のための捕獲技術の導入成果について、ノウハウとしての整理と普及を支援し、横展開を図ります。

＜事業イメージ＞



3. ノウサギ被害対策検討事業

- ノウサギ食害に対する効果的・効率的な防護や捕獲等の対策について実証による検討を実施します。

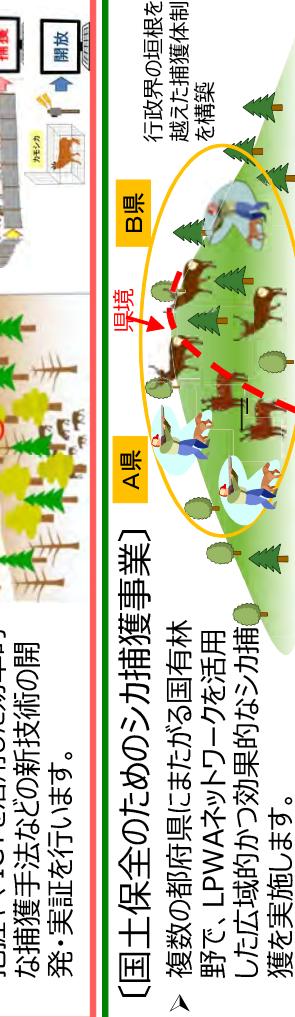
＜事業イメージ＞



4. シカ被害対策技術実証事業

- 効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施します。

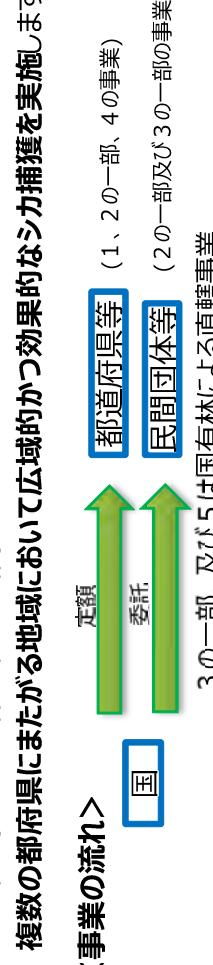
＜事業イメージ＞



5. 國土保全のためのシカ捕獲事業

- 森林の持つ国土保全機能の維持増進を図るため、国有林野内の奥地天然林や複数の都道府県にまたがる地域において広域的かつ効果的なシカ捕獲を実施します。

＜事業の流れ＞



治山施設の設置等による防災・減災対策 <公共>

【令和3年度補正予算額 30,600百万円】

<対策のポイント>

森林の防災・保水機能の発揮のため、令和3年8月の大雨等による荒廃山地の復旧整備を推進するとともに、山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の整備等による防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約56.2千集落「平成30年度」）→約58.6千集落「令和5年度まで」）

<事業の内容>

1. 荒廃山地の緊急的な復旧整備

令和3年8月の大雨等により発生した荒廃山地について、下流への被害を防止するための緊急的な復旧整備を推進します。

5

2. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策

山地災害危険地区や重要なインフラ周辺、氾濫した河川上流域等を対象に、森林の有する土砂流出防止機能や水源涵養機能等の適切な発揮に向け、流域治水の取組等とも連携しつつ、流木、土石流、山腹崩壊の発生を抑制する治山施設の整備や保安林整備を推進します。

<事業の流れ>



※ 国有林や、民有林のうち大規模な崩壊地等については、直轄で実施



<事業イメージ>

山地災害危険地区的うち、特に緊急度の高いエリアにおける治山施設の整備



土砂の流出・侵食を防止し、
森林の保水機能を向上



筋工・柵工と組み合わ
せた保安林整備

土砂流出を防止する治山ダム群の整備

[お問い合わせ先] 林野庁治山課 (03-6744-2308)

森林整備による防災・減災対策 <公共>

【令和3年度補正予算額 18,600百万円】

<対策のポイント>

森林の防災・保水機能の発揮のため、山地災害危険地区周辺や氾濫した河川の上流域等での間伐等のほか、防災機能の強化に向けた林道の開設・改良等を推進するとともに、重要インフラ施設周辺の森林整備を効率的に支援します。

<事業目標>

森林吸収量2.7%（平成25年度総排出量比）の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

<事業の内容>

1. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策

森林の防災・保水機能を発揮させるため、流域治水の取組等とも連携しつつ、山地災害危険地区や重要インフラ施設の周辺、氾濫した河川上流域等を対象に間伐等の森林整備を推進するとともに、防災機能の強化に向けた林道の開設・改良等を推進します。



2. 重要インフラ施設周辺の森林整備の効率化

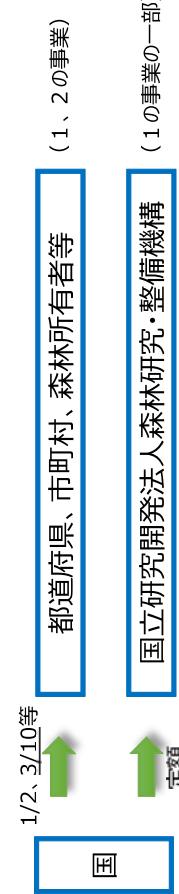
私有林において、所有者とインフラ施設管理者、自治体等が協定を締結して行う重要インフラ施設周辺森林整備を実施する際に、近接する公有林も一體的に整備を行い重要インフラ施設周辺の森林整備を支援します。



2. 重要なインフラ施設周辺の森林整備の効率化



近接する公有林も含めた
一體的な森林整備



※ 国有林においては、直轄で実施

[お問い合わせ先] 林野庁整備課 (03-6744-2303)

災害復旧等事業（山林施設）<公共>

【令和4年度予算概算決定額 10,342（10,280）百万円】
（令和3年度補正予算額 25,223百万円）

<対策のポイント>

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧等事業（山林施設）では、豪雨、地震等により被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧し、国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進します。

<政策目標>

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

<事業の内容>

1. 山林施設災害復旧事業

5,333(5,322)百万円
17,727百万円

○ 災害により被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。

2. 山林施設災害関連事業

5,009(4,958)百万円
7,496百万円

○ 災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。

※ 上記1、2の予算額は、上段が令和4年度予算概算決定額、下段が令和3年度補正予算額。

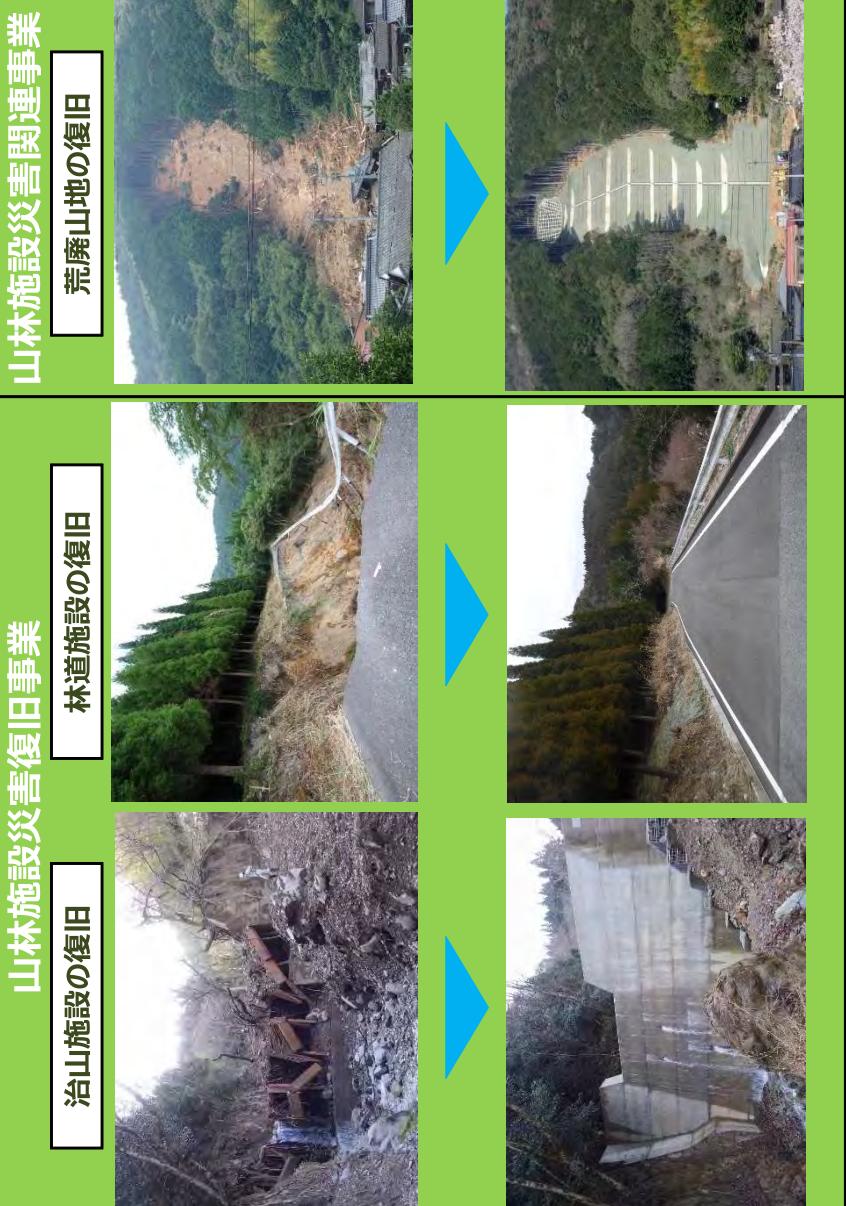
<事業の流れ>



(山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律等による高上げ制度あり)

※ このほか、国有林や、民有林のうち大規模な崩壊地等については、国による直轄事業を実施。

<事業イメージ>



[お問い合わせ先] (1) 林野庁治山課 (03-3501-4756)
(2) 林野庁整備課 (03-6744-2304)
(3) 林野庁業務課 (03-3502-8349)